

文教福祉委員会会議録

1 日 時 令和7年5月7日（水曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午後 4時10分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出 席)	委員長	溝 手 宣 良	副委員長	山 名 正 晃
	委 員	小 野 耕 作	委 員	仁 熊 進
	"	萱 野 哲 也	"	村 木 理 英
	"	頓 宮 美津子		

(欠 席) なし

(その他出席者) なし

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小 原 純	同次長	日 笠 哲 宏
同主幹	関 藤 克 城	同主幹	岩 佐 知 美

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
総合政策部長	入 野 史 也	政策調整課長	林 啓 二 里
総務部長	内 田 和 弘	財政課長	岡 真 之
文化スポーツ部長	柚 木 均	スポーツ振興課長	渡 辺 真 洋
保健福祉部長	横 田 優 子	保健福祉部参与	白 神 敏 子
こども課長	木 田 美 和		
教育長	久 山 延 司	教育部長	江 口 真 弓
教育総務課長	藤 原 直 樹	学校教育課長	村 山 俊 子
学校教育課主幹	伊 藤 隆 広	学校教育課主幹	西 恵 子
こども夢づくり課長	大 西 隆 之		

6 調査事項及び報告事項その結果

調査事項

(1) 市内小中学校の非行及び不登校状況とその対応について

報告事項

(1) そうじや吉備路マラソンについて

(2) そうじやおむつクーポンのデジタル化について

(3) 会計年度任用職員（業務員・調理員）の給与の過大支給に係る返還状況について

(4) 維新幼稚園・維新小学校の跡地利用について

(5) 放課後児童クラブについて

(6) 教育特区・小規模特認校・預かり保育の利用状況について

(7) 令和7年度保育所等の利用状況及び待機児童等について

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

開会 午前10時分

○溝手宣良委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、報告事項(1)そうじや吉備路マラソンについて当局の報告を願います。

スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 それでは、報告事項(1)そうじや吉備路マラソンについて御報告させていただきます。

昨年度の議会事務事業評価の結果を受けまして検討した結果について御報告をさせていただきます。

資料の5ページを御覧ください。

議会事務事業評価の中でいただいている提言に対しましてこれまでの改善の取組と今後の対応方針でございます。

まず、周辺店舗への休業等の影響に関しまして、2011年大会からそうじやまる得！サービスの店を継続実施しているところで、賛同店舗をチラシやホームページでPRを行ってきたところでございます。さらに、2024年大会からは給水所でのオリジナル給食の提供を導入し、補助金の支給を行うとともに給食及び店舗のPRをホームページ等を通じて行ってまいりました。賛同店舗からは好評をいただいているところであります。2025年大会からはオリジナル給食を大幅に拡充するとともに、3km、5kmのゴール地点にマルシェエイドを設置いたしまして、オリジナル給食の提供を行っております。加えまして、オリジナル給食提供店舗につきましては、フルマラソン、ハーフマラソン、10kmのゴール地点のにぎわい広場への優先出店権も付与する仕組みづくりを行っているところであります。今年度はさらにランニングイベントにもマルシェエイドを拡充していきたいと考えております。

次に、交通渋滞に対する対応でございます。過去、2023年大会からは沿道の最長規制時間を10分短縮しているところでございます。さらに、市道東総社中原線周辺の規制時間を約3時間短縮させ、山手方面から市外へ通行しやすい形に変えております。しかしながら、周知不足や交通規制図が分かりにくいことも御意見として伺い、認識しているところでございますので、本年度は規制図を午前、午後に分けるとともに、QRコード等で抜け道の情報をお知らせできるよう、規制図のデザインを一新したいと考えております。

次に、実行委員会の在り方でございます。2025年大会からは県内大学生による学生委員会を発足し、より魅力的な大会となるよう運営に携わっていただいております。さらに、今年度は実行委員会への市職員の委員数の見直しを行いたいと考えております。

次に、市職員の動員対応でございます。これまで、職員のボランティア動員を減らすべく、配置や役割の見直しを行ってきたところでございます。特に2025年大会からは、市職員の動員につきま

しては業務として認定できる役割へ再配置を行い、ボランティアから業務に振り替え、対応していくところでございます。あわせまして、ナンバーカードを事前発送に切り替え、前日受付の廃止、それから封入発送作業や簡易備品の製作を障がい者福祉作業所への発注、学生委員会による準備ボランティア派遣により、同じ種目で実施いたしました2019年大会と比較しまして約4割に当たる313人の職員動員の削減を行ってきているところでございます。

以上、議会事務事業評価の中でいただいている提言に対しましての対応状況と今後の対応方針でございます。

これまで、ほかの大会を参考にいたしまして、先ほど説明させていただいたマルシェエイドの設置、それからドクターランナーや完走サポートランナーの導入、車椅子での参加を可能にした800mユニバーサルランのコース設定、ウエーブスタートの導入など、さらに魅力、特色あふれるマラソンづくりに取り組むとともに、警備員の配置見直しや駐車場の縮小など、経費の削減に努めてまいりましたが、人件費、物価高騰によりまして大会費がかさんでいる状況であります。それに伴い、市からの負担金も増加を余儀なくされているというところでございます。そういった中で、どうすれば実行委員会への市の負担金が縮小できるのか、2025年大会をベースにいろいろシミュレーションを行ったところでございます。

資料の6ページを御覧ください。

まず、大会費、これはそうじや吉備路マラソンを実施するための費用のことですけど、トイレなどのリース物品の借り上げや交通規制等の看板費用などの会場設営費、記録集計機器やガードマン、ピストンバス、参加賞などの大会運営費、新聞広告やポスター、プログラムの印刷などの企画宣伝費の合計となっています。そして、この大会費の財源がランナーの参加料とコーススポンサー等の協賛金となっておりまして、その不足額を市から負担金として支出しております。ですので、コース廃止というものが市の負担金の削減に直結しないパターンも結果として出ているというところでございます。

それから、そうじや吉備路マラソンの事業目的は、これまで一般質問でも答弁させていただいておりますとおり2点ありますとおりまして、1点目が総社市民の健康の保持増進と体力の向上を図ること、2点目が総社市のPRと地域の活性化を図るという、この2点で事業を実施しております。市外からの参加の多いフルの廃止であるとか、市内参加の多い1.5kmや800mの廃止を行った場合、この事業目的が達成できなくなるとも考えております。

それでは、検討した案につきまして順次説明させていただきます。

また、資料の7ページに2025大会及び各案の募集人員の内訳を掲載しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

それでは、案(1)です。フルマラソンを廃止する場合でございます。フルマラソンは参加料が一番高く、フルマラソンをなくすことで大会費の削減額以上に参加料、協賛金が減少するため、市の負担金が増加するという結果になっております。規制時間は2時間程度短縮できるものの、事業

目的の2番、総社市のPR、魅力発信の達成というところが困難になる上、山陽新聞社の協力が得られなくなり、新聞掲載や共催費がなくなるということ、それから大会名称の変更が必要となり、岡山陸上競技協会とも十分協議していく必要が生じるとも考えております。

案の2番目、これはフルマラソン、ハーフマラソン、10kmのみを実施し、5km以下の4種目を廃止する場合でございます。4種目の参加料が減少し、各コーススポンサー協賛金が減少しますが、参加料が高いコースが残りますので大会費も圧縮でき、市の負担金は減少いたします。しかしながら、市民参加は廃止した4種目に多いので、事業目的の1番、総社市民の健康増進の達成が困難になると考へております。

続いて、案の3番目。これは、5km以下の4種目のみ実施する、フルマラソン、ハーフマラソン、10kmの3種目を廃止する場合でございます。参加料が高く参加者数も多い3種目を廃止しますので、参加料が大きく減少するとともに各コーススポンサー協賛金も大きく減少し、市の負担金は増加します。規制時間は4時間程度と最も短縮できますが、事業目的の2番、総社市のPR、魅力発信の達成というところが困難になる上、山陽新聞社の協力が得られなくなり、新聞掲載や共催費がなくなること、それから大会名称の変更が必要となり、岡山陸上競技協会とも十分協議していく必要が生じることも考えられます。また、ハーフマラソン、10kmは公認レースであるため、廃止した場合は岡山陸上競技協会の協力が得られなくなり、スタッフとしての参加がなくなれば安全な運営に支障が生じるとも考えられます。

続いて、案の4番目です。これは、5kmと3kmというものを1種目廃止して1種目に統合する、合計で6種目実施するという場合です。参加料、協賛金の減少は大会費の圧縮額以内となりますので、100万円程度、市の負担金が削減できるものと考えております。

続いて、案の5番目です。こちらは、2025大会同様の7種目で実施はするんですけども、募集人員を現在の2万2,000人から1万5,000人に縮小しようとするものです。募集人数を縮小することで、準備段階からトイレなどのリース物品の借り上げなどの会場設営費、記録集計機器や駐車場のガードマン、ピストンバス、参加費などの大会運営費が削減できるため、市の負担金が300万円程度削減できることとなり、市としてはこの案、この第（5）案で今年度実施させていただければと考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 御説明ありがとうございます。この案（5）の定員を1.5万人に縮小ということですが、種目別にフルが何名とか、そういう種目別にある程度の人数制限をされてるんだと思うんですけど、それを教えてください。

○溝手宣良委員長 スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 すみません、資料の7ページを御覧いただければと思います。

ここに今の案の内訳を入れておりますが、フルマラソンが2025大会ですと2,500人、これをこの1万5,000人にするときは2,000人というところです。それから、同じようにハーフマラソン以下も案の（5）の内訳で1万5,000人というところを今考えておるところでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 議会の提言に伴って、いろいろ御研究された結果なんだと思います。でも、これ、報告事項なんで、ここでもうね、がたがた言ったところで仕方がない。思うところはあるんですよ。多分、皆さん言いたいけれども、多分、発言しないだけで、報告事項なので。一度、去年やってますんで、いろんなことを。けれども、これでやらせてくださいということなんでしょうけど、いいかどうかというのはね。やるんでしょ。やるんでしょ。それをどのように我々に答えてほしいのかなと思って。やってもいいですかというふうに問い合わせられたところで、というところで、多分、皆さん質疑、困ってるんだと思うんですよ。单刀直入に言えば、はっきり言うと気に入らない。けれども、予算も可決してこれでやりますって言やあ、執行機関なんでそれでやるようになるので、その後のこと我々がたがた言えないで。だけど、気に入らないというのが本音であります。

○溝手宣良委員長 答弁できますか。難しい。

萱野委員。

○萱野哲也委員 だから、これ、報告事項なので、だから言ってみれば執行機関、予算があつて、これでやりますって言われたら、我々どうしようもないわけじゃないですか。それで今さら、ここはどうなんだ、ああなんだって報告事項でがたがた言ったところで、去年やりますんで、それに伴ってやってんだろうけど、でも気に入らないということだけお伝えしないと、言ってみれば瀬踏み行為みたいなもんじゃないですか、この会で。これでやりますよって、実行委員会にかけてこれで進めていきますよという地ならしの場なんだと思ってます、今日の報告は。なので、発言としてどうかって言われば、気に入らないというふうに申し上げてるだけなので、やるのはそちらなんでしょうということで、質疑にはなるかどうかって言うたらなりませんけども、問われれば答えるしかないので、質疑にはなってないかもしれませんけれども、でも会の運営で問われれば、報告事項で問われれば、このようにしか発言ができないというふうに思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 報告事項ですけど、質疑ができないわけではないので、その点は気になさらずに質疑をしていただければよいというふうに思います。ただ、御本人おっしゃったように、今のが質疑の体にはなってませんので、答弁は難しいというふうには思います。

なので、他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 いろいろこういう案を考えていただいているというのはあるんですが、こちらの（5）案。今後、実行委員会が開かれると思うんですけども、そのときにはこの（5）案を出して、実行委員会にどうですかといって諮るんですか。いや、うちはもう事務局としては、市が事務局とはなるんですけども、事務局としてはこの（5）案の部分でいきたいのでこれでどうにかしますかというふうにいくのか、全部出すのか、全てこれ、もうここだけでいくのか、どっちか教えてください。

○溝手宣良委員長 スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 実行委員会では全部を出した上で、この案（5）という方向で予算を審査していただきたいと思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 今、もう全部出しやあいいという話もありましたけど、これってざっと見たところ、確かにどうなんかなっていって順位づけみたいなことをするわけですよ。確かに案（5）が一番無難ではある。それを出すためだけの残りの4案、捨て案みたいな感じがするのが、多分恐らく、萱野委員もおっしゃいましたけど気に入らないという部分というか、何か案（5）に誘導するための部分があるんじゃないかと。というのも、これ、フルマラソン廃止だけを考えてるバージョンってあるんですが、それ、いろんな組合せがあるんですよね。別にフルマラソンだけをやめて、ハーフマラソン以下か、ハーフマラソン以下をやらなくて、10kmまではやるけどもそれ以下のバージョンというのもありますし、フルマラソンを廃止した上で5kmと3kmを統一して全体の募集を減らしますよとか、これ、案（5）だけじゃなくていろんな案あるんです。それは、実行委員会の中で、そういうほかの意見が出るのかなというのも疑問ではあるんです。そこで、こういうふうにしたらいいんじゃないか、こうしたらいいんじゃないか。でも、事務局からだけの、もうこの案でいきますよと言うと、もうこれで決定ですって言っていくのか、ちゃんと実行委員会の中でしっかりと意見を引き出して、しっかりとこれを聞いていくのかというところ、そこはやりますか、やりませんか、意見を。

○溝手宣良委員長 スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 5案を出す以上、意見をお伺いしながら、案（5）という7種目をやりながら募集人員を減らすというところになるか、先ほど山名委員も言われたように何種目かを統合しながら募集人員も減らしてということになれば、そういうところでも考えますし、実行委員会の中でも意見はお伺いしながら進めていきたいと思います。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 もちろんそういう意見は聞いていただきたいんですが、もともとそれでも定員を1万5,000人に縮小しますって言いますが、今年やった分というのが1万2,000人弱だったんですか

ね、ぐらいの方がいたわけで、もともとの募集が2万2,000人だったと思うんですが、それを1万5,000人に減らしたとしても今現状1万2,000人しか来てないんですから、それで別に減らしても特に何も変わらない。それはもちろん用意するものが減るからというのもあるんですが、じゃあこれを1万人以下にするですか、そういうふうな考えはなかったんですかね。だから、1万2,000人来るんであれば1万2,000人に定員をするのか、もしくはもう1万人にして、希少価値と言ったらあれですけども、それ以上の方は抽せんにする。そういうふうにすれば希少価値というのがかなり高まるとは思うんですけども、そういった議論というのはもう中ではなかったんですか。

○溝手宣良委員長 スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 当然1万5,000人という設定をする上では、ほかの募集人数についても検討したところです。3,600万円の市の負担金を入れてもらって、収支とんとんという計算になるところというのは1万1,000人ぐらいです。なぜ1万5,000人にしたかというところなんですけど、2025年大会のランネット、走られたランナーの評価の得点ですけど、これが81.1点ということで過去最高の得点を出している。魅力的な大会になってきてるというところもあって、2025大会では1万2,718人参加されてますけど、もう少しランネットの評価を見て幾らか増えていくんじゃないかなというところもあります。それから、市の職員の動員を減らしていくという取組もしてきてる中で、それは単純に市の職員の労力を減らしてるだけではなくて、それを例えれば事前発送、業務として別に発注してとか、福祉作業所への発注、そういったところは経費としてかかっていくわけなんで、そういったところを考えると1万1,000人ではとんとんになってしまって、少し募集人員をもう少し増やしたところで、そういう職員の負担を減らしながら外部発注できるようなところは外部発注できるような、投資できる部分を持ちながらというところを考えて、今、1万5,000人という設定をさせてもらってるところです。

以上です。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 人数のところ、かなり触れましたけども、でも結局、大会内容というのはフルマラソンから、前回と同じをするということは、それは当日のボランティアの数ですとかそういうの、市の職員の数がどうなるか分からんですけど、そこら辺の規模というのは変わらないわけで、同じになると思うんですよ。1万5,000人募集して、1万2,000人来て、今年やったのと同じような規模になるということは、人も変わらない。別に、事前に用意する人数がもうちょっと少なめでいいんであればそうなるかもしれないんですけど、コースとかも変えないんであれば何も変わらない。だから、先ほど僕が言ったような、例えばフルマラソンを廃止しつつ、5km、3kmと一緒にして、全体の募集を減らすとか、もうちょっとそういうふうないろんな案を考えた上で、この5案以上のものを出していただきたかったなと思います。これだったら、もう完全に案(5)を持っていきたいがための残りの捨て案にしか思えないで、そのところは実行委員会でしっかり話し合いをするのか、そこで本当に意見が出るのか分からないですけど、その中で出るかは分からんですけど

も、もうちょい煮詰めていただきたかったなというのは正直な意見です。

以上です。

○溝手宣良委員長 今、答弁が……。

(「要らないです」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 では、村木委員。

○村木理英委員 この報告を伺って、意見を申し述べたいと思います。

そうじや吉備路マラソンのそもそも目的なんですけども、総社市の魅力発信ということを言わ
れる。じゃあ、なぜ魅力発信をするんですかということです。目的は最終的にどこにあるんですか
というのが全然見えてこないわけです。ストーリー性が全くないわけです。やみくもに魅力発信、
魅力発信と言われる。魅力発信して、市外、県外の方を大勢呼ばれると。その結果、市職員あるいは
市民のボランティアがそこに駆り出されて大会が終わるというのが今までのそうじや吉備路マラ
ソンです。何も残ってないわけです。当日ごった返すだけですから。だから、文教福祉委員会として
見直してほしいというのを出してると。魅力発信をする。なぜ魅力発信をするのかということが
全く出てこない。いまだ出てこない。魅力発信をすることによって、市外、県外の方に総社市にお
越しいただいて観光客を誘致するであるとか、定住人口を増やすであるとか、全くそういうストー
リーがありません。参加人数のところを見てみても、実際じやあ総社市民の方がどれだけこれを喜
んでおられるのかと。決して市民のためのマラソンの大会になってるとは言えないと思います。軸
足は、やっぱり市外、県外の観客動員によるんじゃないかな、だから観客動員にこだわるんじやな
いかなというふうに、いまだそれが拭い去れてないというふうに私は率直に思うわけです。最終的
に、人数を呼ぶ、例えば協賛金を何とかかき集める、収支のバランスをどうのこうの考えるとい
うことに結局目的がいっている。収支バランスを何とかとんとんに持っていく、それ以上に持つてい
くためのマラソン大会になっているというふうに言わざるを得ないわけです。で、実行委員会にこ
の5案を提案されるんでしょう。市として、そもそも総社市の魅力発信をするというのが一番のた
てりであれば、それ相応のそこの説明が要る、詳しく。市民のためのマラソンではないんすと。
市民のためのマラソンであるようなことを言いながら市外の人を大勢呼ぶような、非常にアンバラ
ンスな大会になっているから筋道が通らない。市民の皆さんにも喜んでいただくとか、じゃあ市民
の皆さん何人参加してるんですか、これ、実際何割ですか。決して多くないですよ。市民の皆さん
が、そうじや吉備路マラソンがあつてよかつたなど、そうじや吉備路マラソンでお世話になったか
ら私は今度ボランティアに参加するんだよという話は私は一度も聞いたことありません、全く。そ
ういう循環もない。ボランティアが育成されてるよう思えない、そうじや吉備路マラソンによつ
て。文教福祉委員会としてはそのあたりを提言してるはずですが、見直しは一向にされてないと言
わざるを得ないと私は率直に思います。報告に対する意見ですから答弁要りません。

○溝手宣良委員長 答弁は必要ではないということですので。一応、質疑はございませんかと聞いて
ておりますので、質疑の体にはしていただきたいなと思うのが正直なところでございますので、以

後お気をつけいただきたいと、皆様にお伝えします。

では、村木委員。

○村木理英委員 どこを見直したかお答えください。

○溝手宣良委員長 スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 議会事務事業評価の結果では、今後、市の負担金の縮小によって募集人員や種目等の規模を縮小すべきであるというところを受けて、今の5案を検討したというところ。それから、周辺店舗への休業を余儀なくされている、交通渋滞の発生とか、実行委員会の大半が職員という在り方や職員が多数ボランティアで参加している状況を改善すべきであるという結果をいただいているところで、それを踏まえて今回、これまでのやってきた取組、それから今後考えていこうとしている取組、併せて先ほどの負担金の縮小にどうすればつながっていくかというところを考えさせていただいたというところでございます。

○溝手宣良委員長 では、他に質疑はありますか。

小野委員。

○小野耕作委員 今までいろんな委員から厳しい御意見が出たと思うんですが、僕はこれ、自分の意見を述べさせていただくと、このマラソン大会の意義、意味というのは大いにあると思います。少なからずとも、このマラソン大会を楽しみにしている方、ランネットもかなり高得点ですよね。そういった方の気持ちはどのようにお考えですか。

○溝手宣良委員長 スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 小野委員からの御意見というか御質問ですけど、ランネット、確かにこれまで80点を超えたことはありません。昨年の大会で81点を超えてる。ランネットのアンケート的回答とかそういうのを見させていただいても、魅力的な大会になってきているという御意見も多く御記入いただいているところです。ですので、今後もほかの大会を参考にしながら特色的な大会にしていければと考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 小野委員。

○小野耕作委員 そういった方の気持ちもぜひ酌んでいただいて、私は引き続きやっていただきたい、全力でやっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○溝手宣良委員長 御答弁願います。

スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 引き続きそういう魅力的な大会になるように努めていきたいと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 このいただいた資料、すごく詳しくいろいろされているように見えるんですけど、結局、今年の2月の委員会で出されたエントリー数を見ると、ほぼほぼエントリー数の募集人員になっているので、この募集人員にしても、エントリー数がほぼここで留まっているならば、大会 자체は募集人員を減らして削減されたように見えますけど、何も変わらないような気がいたします、参加人数。また、さっき村木委員もおっしゃいましたけど、そもそも市民の健康ということであれば、フルマラソンとハーフマラソンを少し減らしても小・中学生とか市民が一番参加している部分をさらに呼びかけて、たくさん参加をしてもらうというふうな募集人員の工夫というのが何かあまり感じられないんですが、その辺の募集人員の設定はどのようにお決めになつたんでしょうか。

○溝手宣良委員長 スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 1.5万人にするというところの設定は先ほど御説明させていただいたところなんんですけど、実際に1万5,000人に設定するに当たって、2025年大会の実績での参加人数、これは各コース下回らない形でという形で今は設定させていただいているところです。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

ないようありましたら、私より。

すみません、先ほど来、皆様の御意見からありますように、このマラソン大会の目的は当然今日の資料にもございますように①と②ですよね。目的を設定している以上、この目的の達成状況というのが示されて当然だろうと思うんですが、それが示されてないから、この目的がただ単に出されてるけど実際には全然そんなことになってないよという指摘を受けるんだと思うんです。現時点、今までも何回も大会をしておって、2025年大会もしておって、この総社市民の健康の保持増進と体力の向上がどの程度図れたのかというデータはあるんでしょうか。健康インセンティブ事業ではこれだけ変わりましたという数字が出てくるんですが、そうじや吉備路マラソンで市民の健康が増進されたとか体力の保持がされたというようなデータはあるんでしょうか。ないのであれば、それこそ言ってみるだけになってしまふと思うんです。これが、もう一つの総社市のPRと地域の活性化を図るという目標でも同じことが言えるんだと思うんです。だから、先ほどの御指摘にもありましたように、市のPR、PRと言いながら、このそうじや吉備路マラソンを実施した結果、参加していただいた結果、これがランナーとして、あるいはボランティア等の運営側として参加していただいた結果、どのように総社市が例えれば発展したんでしょうか。そういった、ここに移住促進などというのも括弧書きではあるんですが、そうじや吉備路マラソンに参加した結果、総社市がものすごくいいまちだから総社市に移住を決断したんだとかというような声は実際例としてあるんでしょうか。そういうことも一切示されないまま、この目標だけ掲げてあるので、余計に批判につながるんだというふうに私は認識するんですが、こういった目標の達成状況をこれからでも出せますか。次の大会、2026年大会なんだと思うんですが、先ほど萱野委員の御指摘にもあったように予算も議

会として認めておりますので、この大会は実施されるんだろうというふうには思いますが、その結果は示していただけるんでしょうか。当然それが本委員会とか議会ではなく、広く市民に、県民に、全国にちゃんと発信していただけるんでしょうか。その点をお伺いいたします。

スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 市民の健康増進のところで、マラソンをしてどれだけ体力的に変わったかというところでいけば、たちまちその数字はないのかなと思ってます。ただ、この7種目やってるというところは、走りたいコースに、どの年代、どういった年齢の方とかどういった方でも走れるようになりますで今7種目設定しているところで、こういったところで走りたいと思える方がチャレンジできるコース、どのコースでも走れるというところで、走って健康になつてほしいというところからのコース設定かなと思っています。今後そういった数値化できるようなもの、何か示せるようなものをちょっと中で考えたいと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 続けて、私より。

非常に苦しい答弁になっていると思います。なかなか今まで、だからそういった取組をしてなかつたということなんだと思うんです。なので、今回実施するに当たりましては、そこは強く意識していただきたいというふうに思います。そうしないと、繰り返しになりますけど、何のためにしてるんですかというところを毎回指摘されることになると思います。

先ほど頓宮委員がちょっとだけ言及されましたけど、2月に行われた委員会での報告で、今回エントリー数は1万2,718人でしたと。うち、総社市民は2,234名でしたという報告があったんです。これ、パーセンテージで言うと17.57%。総エントリー数の20%にも満たない方しか総社市民が参加されていない。それで総社市民の健康の保持と増進ということをうたわれても、じゃあなぜ総社市民が参加しないんですかというところにフォーカスというか、その原因を考えてこの大会運営をされようとされていらっしゃいますでしょうか。総社市民のというか、大会自体、種目自体は一番多いのがハーフマラソンで、2番目が10kmですよというふうな結果も出ております。だから、そういったところも踏まえていらっしゃいますか。

マラソン自体は、健康に対しては、身体に対しては必ずしも健康とは言い難い部分もあります。心肺に対してものすごい負荷がかかります。なので、最近、学校で持久走というのをしてないと思います。全くしてないとは言いませんけれど、マラソン大会というようなものはなくなってきていると思います。なので、余計に、健康、体力の増進とかということをおっしゃるのであれば、そのエビデンスも併せて、だからこの大会はこういうふうに総社市民の健康に寄与するんですよというところが必要なんだと思うんです。総社市民のエントリーが非常に多ければ、そのコースがどんなコースであってもです、そのために私は今度の大会で完走を目指すから徐々にマラソンを日々取り入れて距離を伸ばしているんだとか、そういった行動につながっていけば当然健康増進に寄与して、データとしても出てくることになるのかなと。健康インセンティブ事業で出るわけですから。

あれは万歩計を基にデータを集めてるからきちんと出るんでしょうけれど。そういう行動に結びつかなければ、総社市民の健康増進には寄与していない。答弁、難しいからできなかつたんだと思いますが、移住・定住の促進にも当然つながっていかないということになると思います。

あともう一点指摘したいのは、休業を余儀なくされる店舗についての対応は、今、飲食店だけですよね。飲食以外の店舗は、休業補償、どういったことがあるんでしょうかね。だから、そういうトータルでやはり考えていかないと、飲食は確かに非常にいい取組をされて、非常に好評だったと思います。なので、そういういい取組、いい結果が出ているところを誰も否定していないと思うんです。だから、より魅力的にして、このうじや吉備路マラソンが本当に総社市にとって大切なふうに、やはりデータなり報告なりをいただかないと難しいのかなというふうに思うので、今、私が申し上げるのは、今度の大会ではそこが出せるように、結果をちゃんと報告できるようにしていただきたいというふうに思います。もちろん不可能なこともあろうかと思いますが、でき得る限りの取組はしていただきたいというふうに思います。これはお願ひできますでしょうか。

スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 委員長言われたように、2025年大会の参加人数1万2,718人に対しての市内の参加者で言いますと2,223人ということで、全体でいえば17.5%ぐらいの市内の方の参加率ということになります。ただ、800mとか1.5km、3km、そういうところでは、例えば800mであれば1,864人、全体の参加者に対して830人、市内の方の参加ということで44.5%。それから、1.5kmであれば34.3%ぐらい。短いコースであれば、市内の方の参加率というのは高いところです。アンケートの中でも、小学生の子が1.5kmに参加して完走したんで、来年はぜひ、4年生になるから今度は3kmに出たいとか、そういう回答もいただいているところでありますし、これが、1回走った子が次にもっと上、長い距離へ長い距離へというところでつながっていくような大会になればなというところは思っております。

それから、確かにもう一つ、休業店舗、飲食店が多いんですけど、小売店とか宿泊の店舗、そういうところでも、うじやまる得！サービスの店には参加していただいておりまして、2025年であれば賛同店舗が全部で111店舗ありますて、その中の飲食店が68店舗、小売店が40店舗、宿泊が3店舗というところであります。確かに飲食のほうが効果が出やすいというところはあるんですけど、そういうところ、ほかの飲食以外のところでも何かそういううじやまる得！サービスの店とか、何か効果が出るようなものを考えていただきたいとは思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 すみません。なので、データは出していただけますか。大会が終わった後に、こういったことになりましたという詳細は。詳細に、だから限度があろうかと思いますが、結果こうなりました。何なら今まで積み重ねた大会がありますので、例えば今までに総社市に移住してこられた方の中で、うじや吉備路マラソンがあったから総社市を知って、そこから入ってきて総社

市の魅力が分かって、総社市を移住先に決めたんだみたいなことがありますか。だから、総社市をPRって、何のためにPRしていらっしゃいますか。ここが決定的に欠けていると思います。なので、そういったところをちゃんと出してほしい。それが出ないのであれば、PRに努める必要がないじゃないですか。この際なので、全てかどうか分かりませんけど、ある程度言わせていただきますが、今まででは、エントリー数を稼ぐためでしようけれど、お正月に福山の頂上でPRとかされますよね。新年の挨拶のあのときに倒れた方もいらっしゃいますよね。そこまでしてしなければならないPRなんでしょうか。そこまでしてしなければならない大会なんでしょうか。今、担当課長とか、本当は実は戦々恐々とされてるかもしれませんけど、自分が倒れるかもしれませんよ。なので、総社市民とかには当然皆さん、職員も入っていると僕は思ってますけど、本当に健康に寄与しますか。総社市のPRに本当になってますか。そこをちゃんと突き詰めて、みんなに愛される大会にしていただく必要があるんだろうというふうに思います。なので、その取組をしていただけますでしょうか。

スポーツ振興課長。

○渡辺真之スポーツ振興課長 その辺の資料は調べてみないとというところもあるんですけど、当然目的を示してるわけなんで、何らか結果として、こういった効果が出てますというものは出せるように検討していきたいと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 なかなか苦しい答弁になるのは分かってましたけど、ありがとうございます。
では、他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 質疑ではないんですけれども……。

○溝手宣良委員長 質疑の……。

○萱野哲也委員（続） ではないんですけれども、今後の議事の進め方として、一度休憩を取っていただいて、対応といいますか、話合いの場を委員会で持ちたいと思うんですけども、報告に対して訂正が何かできるのかどうかというのは今ここで言えませんけれども、皆さんの御意見を聞いた中で、去年、議会事務事業評価も出してますし、それに則ってないよという声が大きいんだというふうには思っているので、休憩を取っていただいて、今後の議事の進め方を精査していただきたいというふうに思いますけれども。

○溝手宣良委員長 承知しました。

では、しばらく休憩にいたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時58分

○溝手宣良委員長 では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

本日の報告事項、そうじゃ吉備路マラソンについてでありますが、委員から多くの意見が出たよ

うに、この意見をしっかりと踏まえて、開催される実行委員会には臨んでいただきたい。案を全て提示するであったり、あと要は目的等が不明瞭であると。議会事務事業評価で、ここが問題ですよと、改善を望みますといったところが全て応じられてない部分が見受けられますので、そういういたところも可能な限り沿ったものにしていただきて、実行委員会に臨んでいただきたい。その上で、2026大会を実施された後には報告を願いたい。我々ももう一度検証する必要があろうかと思いますので、以上のこと強く委員会として望みます、というふうにさせていただきます。

一応もう一度お尋ねしますが、他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

この際、説明員の入れ替わりも含め、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時0分

再開 午前11時9分

○溝手宣良委員長 それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、報告事項(2) そうじゃおむつクーポンのデジタル化について当局の報告を願います。

こども課長。

○木田美和こども課長 報告事項(2) そうじゃおむつクーポンのデジタル化について御報告いたします。

そうじゃ出産おめでとうギフト支給事業は、令和6年度から開始している事業です。このギフトの中で、紙おむつ等クーポン券を本年度より総社市公式LINEで初の電子クーポン化することを御報告いたします。

1、そうじゃおむつクーポンの概要です。

対象者は、令和7年4月1日以降に生まれ、総社市の住民基本台帳に登録された乳児を養育している方です。対象商品は、紙おむつ、布おむつ、お尻拭きの購入に使用できます。使用期間は、誕生日から1年です。

2、デジタル化について。

システムですが、総社市スマート市役所の新機能で、総社市公式LINEの中におむつデジタルクーポンのメニューを新規に追加し、クーポンのデジタル化の仕組みを構築いたしました。

まず、出生届により、住民基本台帳を基に令和7年4月1日以降に出生した児について、こども課で対象者台帳を作成します。対象者台帳をそうじゃおむつクーポンのデータベースにインポートし登録すると、総社市公式LINE上で利用ができる仕組みです。

裏面の別紙イメージ図を御覧ください。

まず、事前に総社市公式LINEの友達登録が必要です。図のイメージ上段を御覧ください。こども課職員等が赤ちゃん訪問時に出産おめでとうギフトをプレゼントします。メッセージカードの

中に、乳児の個人登録ID、名前、総社市公式LINEサイトの専用QRコードをお渡しします。利用者のパパ、ママに丁寧に説明し、訪問時に一緒に初回登録まで行います。初回登録のやり方は、専用QRコードを読み取ると、真ん中の図に移ります。総社市公式LINE上で質問に回答していくと、上段右端の図のように初回登録が完了し、1人当たり5万6,000円の電子クーポンが交付されます。1,000円から1万円までの使用金額選択が可能です。乳児1人につき個人登録IDを付与しますので、父親、母親それぞれのスマートフォンに登録しての利用が可能です。

続いて、実際、店舗でどのように使用するかというと、下段の図になります。利用者は、令和7年度そうじやおむつクーポン登録店舗で、レジの店員にそうじやおむつクーポンを使用することを伝えます。そして、購入店舗レジにある、お店ごとに付与したQRコードを利用者がスマートフォンで読み取ると、イメージ下段、左側の図となります。赤ちゃん訪問時に初回登録をした方でないと、この画面は出てきません。「1,000円分を利用する」と利用者が選択しタップすると真ん中の図になり、使用店舗名、使用金額が水色で表示されます。店員がスマートフォン画面を見て店舗名及び金額が間違いなければ、利用者が「クーポンを使用する」をタップします。ここで再度の確認画面になり、間違いなければ「クーポンを使用する」をもう一回タップし、そうしますと下段、右側の図になります。ピンクの表示になります。こちらは、使用日時が現在時刻となっております。また、チュッピーが動くアニメーション仕様となっており、スクリーンショット画像を提示して利用しようとする不正対策ともなっております。店員がこの画面を見て確認し、レジで割引処理を行うことになります。

資料表面に戻りまして、費用について、デジタルクーポンに係る経費はありません。アプリ開発や運用コストはゼロです。また、店舗側にQRコード読み取り機器も不要です。その他、スマートフォンがないなど、総社市公式LINEが使用できない人については、紙クーポンで対応します。今まで、赤ちゃん訪問で父母ともスマートフォンがない方は日本人の方ではいらっしゃらなかつたんですが、まれに外国人の方で、ベトナム人の方は父母ともスマートフォンを持っていない、友達に連絡してほしいというふうな方がいらっしゃいます。そういう方につきましては、偽造防止の用紙を用いた紙クーポンで対応をいたします。

3、協力店舗について。

市内の薬局2店舗とドラッグストア9店舗の11店舗が、そうじやおむつクーポンの登録事業者になります。店舗側の最終の調整、運用実装、それから広報期間を要するため、5月中旬に開始することを報告いたします。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

仁熊委員。

○仁熊 進委員 一つお尋ねいたします。

このデジタルクーポンなんですけども、店舗で使用する場合に、これ、おむつを購入したとの確認は、これはどのようにされるのでしょうか、教えてください。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

利用者の方はスマホを持ってお店に行きまして、商品、おむつをかごに入れます。それを持ってレジのほうに進みましたら、そうじやおむつクーポンを利用するということを店員のほうに必ず伝えていただきます。そうしますと、お店側がQRコードのほうを見せて、それを読み取るというところで、何円割引を使用するかによって、店舗名も間違いない、金額も間違いないといったところで、店側がレジで、例えば1,000円の割引の処理をいたします。そうしますと、おむつクーポン券の、紙おむつを購入した際に1,000円割引で購入できるというものになります。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 その中で詳しく教えてほしいんですけども、これは5万6,000円分のおむつだと思うんですけども、このおむつであるかどうかの確認、要はおむつを買ったかどうかという確認というのは、店側、要は店舗側の店員がおむつであることを確認して、そのクーポンを使用したという、要はこれは登録というか処理をするわけであって、もうお店側の確認に委ねているという解釈でよろしいでしょうか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 仁熊委員の再度の御質問にお答えいたします。

そうじや出産おめでとうギフトは、この支給事業につきましては、商品は紙おむつ、布おむつ、お尻拭きで使用できるということを赤ちゃん訪問時のときに再度説明をしているところでございます。利用者の方は、この使えるお店に行って、紙おむつを買おう、そうじやおむつクーポンを使おうということで購入店舗に行っているというところで、利用者側も紙おむつを、このクーポンを使用するということも分かりますし、店側にも必ずそうじやおむつクーポンを利用する方が来られたら、この割引というふうな仕組みのほうは徹底して説明しているところでございますので、いわゆる両方が認識して購入し、おむつクーポンを使うということの解釈になります。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 もっと簡潔にお答えいただきたいんですけど、要は店側と、これを使用する、赤ちゃんのおむつクーポンを持つとられる方、これは家族も併せてというところも書いてあるんですけども、この人たちの善意に委ねられているというところでよろしいですね。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 仁熊委員の再度の御質問にお答えします。

家族間でも利用できるということで、利用者の善意によって利用できるというものになります。ただ、おむつクーポン券対象品だけを買いに行くという方もいらっしゃれば、いろんな商品を店舗

で買われる方もいらっしゃいますので、その場合には、おむつクーポンについては、先ほども申しました紙おむつ、布おむつ、それからお尻拭きがこのクーポン券対象の商品に、割引の対象になりますので、それをまず先にされるか、ほかの商品を先にレジをされるかというあたりは店舗側の対応になります。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 度々すみません。よく分かりました。私が言いたいのは、人間の手を通して、要はこれ、購入者の善意と、それからそれを持って、このシステムを理解した店舗側の対応した職員の善意に委ねられているというところで、はつきり言ってミスが起こりやすいかな、非常に混乱もあるかなという気がいたしました。別に答弁はよろしいです。

以上です。

○溝手宣良委員長 答弁がよろしいというんですけど、要はおむつ以外の物を購入しても、それをチェックする機構は持っていないですよねということですね。ということについて御答弁がいただけたらと思います。

○仁熊 進委員（続） ありがとうございます、委員長。

○溝手宣良委員長 保健福祉部長。

○横田優子保健福祉部長 いろいろ御心配をいただきまして、ありがとうございます。まず、今年度、紙クーポンで既に実施をしております。紙がデジタルになるというだけで、今も紙クーポンをお店に持ってきた利用者の方について、おむつが対象になりますので、紙おむつ、布おむつ、その部分を確認いただいて、割引対象の部分だけ、その金額の範囲内で御利用いただいて、特に問題は起きておりません。それが、紙で表示していたものがスマホ上で表示されるということでございまして、店舗側もきちんと確認をされて、利用者側もきちんと確認をされて、制度としては成立をいたしております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 ありがとうございます。それだけきっとされているのでしたら安心いたしました。これ、デジタルということで見せればいいというか、これはもうワンクリックで済む問題なので、これが安易に、要は悪用ではないんですけど間違った使い方をされる原因にもなるんで、これは紙クーポンとは違うと思うんですけども、またここでもう一つ新しい質問なんんですけども、紙クーポンのときの取扱店と、このデジタルクーポンになっての取扱店は同じでしょうか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○本田美和こども課長 仁熊委員の再度の御質問にお答えいたします。

令和6年度から開始した事業ですけれども、19店舗、登録事業者がおりました。今年度につきましては11店舗というところで、昨年度とかぶるところがこの11店舗になりますけれども、令和6年

度からは協力店舗数が若干減ってはいますけれども、11店舗で開始するという予定でございます。随時このスマホでのおむつクーポンのほうを考えてみたいという店舗もおられますので、随時参加登録のほうはやってまいりまして、店舗数を増やしていく所存でございます。

以上でございます。

(「終わります」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 先ほどの答弁でやっと僕も理解できたんですけど、令和6年度は19店舗あったんですね。19店舗あって、そのうちの11店舗が始めるんだ、だから残りの8店舗は紙のままなんだという認識を持ってたんですけど、そうではなくて、この8店舗は取扱いをやめるよ、やめるというか、今のところは今年度は協力はなしですというような認識なんですかね。だとしたら、それはなぜやめたのかというところも分かれば有り難いんですが。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

今年度は11店舗、昨年度は19店舗という登録の店舗でありましたが、令和6年度に出生された方につきましては、このおむつのクーポン券の有効期間が令和7年12月31日までとなっております。といいますのが、やはり出生が12月とか、3月生まれのお子さんというのは使用できる期限が短いというところで、令和6年度の紙のクーポン券につきましては有効期限を令和7年12月31日までとしておりました。ですので、昨年度の登録、19店舗の方につきましては、引き続き12月31日までの有効期限の紙クーポンのほうは取扱店として実施していただきます。ただ、令和7年度につきましては、市としましてデジタル化のほうに進めていくというところで、御協力いただける店舗が11店舗あったというところになります。先ほども申ししたように、また再度協力したいという店舗がありましたら、また隨時に追加していく予定でございます。

店舗につきましては、意向調査のほうをしておりまして、デジタル化を進めていく上で、デジタル化が難しいというふうに答えた店舗がありました。それは、紙のほうがまだいいというふうな店舗もありましたし、利用者がクーポン券を使用したら、随時使用履歴がメールで届くというふうなシステムにしておりますので、そのメール自体が店舗がないというふうなお店もありましたので、その意向を聞いた上で、今年度5月中旬から開始する店舗は今のところ11店舗から開始するというところでございます。

○溝手宣良委員長 それでは、他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 今の答弁を聞いて、あれっと思ったんですが、令和7年3月生の子も令和6年度の子どもなんで、令和7年の12月31日まで、3箇月マイナスになっちゃうんですか。ということですね。分かりました。ちょっとかわいそうですね。

このデジタル化についてだけの質問しかできないんですかね。それとも、そうじゃ出産おめでとうギフト支援事業に関して少し聞いてもいいんですか。

○溝手宣良委員長 聞いてみてください。答弁が可能であれば答弁いただきますし、聞いてみてください。

○頓宮美津子委員（続） すみません、布おむつを対象商品に入れていたいているのはとてもうれしいことなんんですけど、布おむつの場合は布おむつだけで成立しないので、おむつカバーだったり、それから便をしたときによるシートというのがあるんですが、そういうものは付随商品で買えるんでしょうか。それとも単純に布おむつだけ。そうすると、布おむつの場合、私は布おむつで育てたんでありますけど、一旦50枚なら50枚買ってしまうと、追加はあまりないんですね。そうすると、5万6,000円の根拠はどういう計算なのか分からぬんですけど、その5万6,000円丸々使える場合と、それから5万5,035円利用で965円余った場合は、何も使うものがない場合、その場合は1年で切れてしましますから、それは残金はどうなるのかなという、その二つ、教えていただいていいですか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 順宮委員の御質問にお答えします。

まず、対象の商品ですけれども、紙おむつ、布おむつ、お尻拭きだけになります。布おむつを御利用の御家庭につきましては、今、赤ちゃん訪問のほうをずっとしておりますけれども、昨年度はゼロ、その前年度もゼロ、令和4年度のときにお一人おられたというふうな経過がありましたので、当局としましてはほぼ紙おむつ使用というふうに判断いたしまして、商品のほうはこの三つに限らせていただいております。

それから、1人当たり5万6,000円ということですけれども、もちろん紙おむつを買いますと2,200円とか2,500円相当になると思うんですけども、もうおつりは出ない仕組みになっておりますので、それ相応に割引金額を選んでいただいて、端数は支払っていただくという形になります。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

○萱野哲也委員

○萱野哲也委員 今の質問で気になったんですけど、残金の端数は使えないよということで、去年は紙クーポンだったんですよね。紙クーポンのときはどうだったんですか。残金とかというのはどういうふうな形になってたんでしようか。残金がどういうふうに残ってたとか、そういうふうな報告ってありますか。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 昨年度の場合も、紙のおむつクーポン券2万8,000円分、1,000円づづりを28枚分をギフトとしてお渡ししております、こちらについては1,000円づづりになりますので、おつり等は出ないということで、特にそれについて苦情等は聞いておりません。店舗側について

も、紙のクーポン券をもっての請求になるという形になります。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 先ほどの仁熊委員からの質問から整理すると、質問内容が分かってたのか分かつてなかつたのか分かりませんけど、例えばですよ。例えばビール券。ビール券持つて酒屋に行つたとき、これ、ビール券で単価計算すると700円なんで、700円分何を買ってもらってもいいですよって言ってくれる酒屋があるんです。それは何かというと、クーポンを持っていけば、返つてくるから、だからそういうふうに、足らなければ、あともう30円足せばもう一本ビールつけますよとか、ビール券に限らずですよ。分かりやすく言えばそういうことなんで、なのでビール券以外でビールが買えたりしないんですかということが多分聞きたかったのかな。クーポンによって、じゃあそれ以外の物で買えないの、おむつだけだよって。この店舗を見ればそういうことはないのかなとは思いますけれども、いや、もうあと300円残ってるから、じゃあ何か一緒に買ひなよとか、そういうことがないのか。ビール券に例えればですよ。500円残ったから、ほんならもうちょっとほかの商品を残りの残金でと、ピッとしてくれたら、あとはやるからとか、そういうふうなことはないですか。だから、クーポンの頃は多分、多分ですよ、ビール券のような扱いがあつたどうか分かりませんけど、そういうふうな柔軟な対応もすればできてたんですよ。それがいいとか悪いとかということを言つてゐるわけじゃないんですよ。そういうふうなこともよく精査をして、今回のクーポン券に対しての対応というのはどのように考えられているんですかというのをお尋ねいたします。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○本田美和こども課長 萱野委員の再度の御質問にお答えします。

令和6年度の紙おむつクーポン券、そして今年度のデジタルのおむつクーポンにつきましては、もうおつりのほうは出づに、ほかの商品と代替えにということはしておりません。これは、もう対象商品というものを利用者側も店舗側もきっちり把握した上で、運用上では昨年度も問題はなかつたというところで、今年度も紙がデジタルに変わつた、金額が倍にはなつておりますけれども、運用としては同じやり方でやってまいります。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 去年は運用上、問題なかつたよって言ったけど、それってちゃんと調査できてたんですか。例えば今言うようにクーポンでほかの物は買ってなかつたかと。そこにおつりは出ないから、それじゃあどんぴしゃで合つたんだつたら、それはおかしいと思ひませんか。それはどうだつたんですか。クーポン券出して、クーポン券で残金がどういうふうになつたのか、おつり出ませんよってなつた中で、そちらに請求するのか、クーポン券を持ってどのように処理するのか分かりませんけれども、どんぴしゃだつたんですか。どんぴしゃだつたらおかしいと思ひませんか。請求も、薬局がクーポンを持って、お客様にお金くださいと。購入者から、クーポン券を持っていて、

総社市が払うわけでしょ。それで、ああ、このクーポン券が3万円分たまっていますね。ほんなら3万円分払いますよって。その中で、おつりの請求とか、実はこうこうこういうときに、3万円分あるけど、おつりは出ないけれども、実際は何ぼ何ぼ残金があった。そういうことはなかったんですかって。そういう実績をさっき尋ねたんです。それがあつて、どんびしゃだったら、それはおかしいです。だったら、今回のデジタルも、デジタルだったら高度になってくるから難しいよと。だったら、紙クーポンだったらそういうふうな処理の仕方、薬局でしてもらえるから、だったら紙クーポンのほうがいいよってなつたらおかしなことになりませんかって言つて。だから、去年の実績は、紙クーポンのときの実績はどうだったんですかって。それも踏まえた結果、デジタルによって残金なんかの問題というのは大丈夫なんだということになってくるのかもしれませんけど、そのあたりはどう考えているんですかということをお尋ねしてます。

○溝手宣良委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 萱野委員の再度の御質問にお答えします。

令和6年度の実績の中で、1,000円のクーポン券が何枚利用されて、お店の割引金額と合つて、市のほうに請求という形で、金額のほうを市としては協力店舗のほうに支払つてきましたので、そのような端数があつてというふうなことは一切聞いておりませんし、特に市民の方から利用上で困ったというふうなこともこちらとしては聞いておりませんので、もうどんびしゃだったというふうに、こちらとしてはそれをもつて金額のほうを支払つてはいるということになります。

○溝手宣良委員長 しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時44分

○溝手宣良委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、御答弁を求めます。

こども課長。

○木田美和こども課長 萱野委員の再度の御質問にお答えします。

紙クーポンにしろデジタルのクーポンにしろ、端数というおつりのほうは出ません。店側としては、紙であれば枚数分、それからデジタルであればデジタルを使用した金額分の請求があり、市はそちらのほうを支払うという仕組みですので、その端数について、店側がどのように使つたか、利用者側がどのように使つたかというふうな、見抜くようなシステムにはなつておりますが、利用者側、店舗側によくよく説明の上で利用して、運用していただくことをやつておりますので、市としてはこの形でやってまいりたいと思います。

以上でございます。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 では、ないようございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

それでは、この際、休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後0時59分

○溝手宣良委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(3)会計年度任用職員（業務員・調理員）の給与の過大支給に係る返還状況について当局の報告を願います。

教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 それでは、報告事項(3)会計年度任用職員（業務員・調理員）の給与の過大支給に係る返還状況につきまして御報告いたしますので、10ページの資料4を御覧ください。

まず、過大支給に係る対象者数、金額についてでございます。4月2日の本委員会所管事務調査で報告いたしましたとおり、過大支給となった対象者の人数は合計で94人、過大支給の合計金額は2,187万2,797円でございました。

本委員会での報告後、4月7日月曜日から翌週14日月曜日にかけまして、対象者の勤務場所、各学校園、それから調理場、それから既に退職された方は御自宅のほうにお邪魔させていただきまして、94人全員の方におわびをし、過大支給となった経緯、金額の内訳等の説明を行うとともに、返還のお願いをしたところでございます。対象者の方々へ直接お話をさせていただく中で、複雑な思いであったり精神的な負担を感じている方がかなりいらっしゃいました。改めまして大変な御迷惑をおかけしてしまったと反省をしたところでございます。しかしながら、御返還いただくこと自体につきましては、おむね御理解をいただけたものと思っております。と申しますのも、今回返還をお願いするに当たり、対象者の皆様の個々の御事情等を考慮いたしまして、一括でお返しいただくか、分割でお返しいただくか、あるいは分割する場合の回数をどうするかといった御意向を対象者の方それに確認することとしたところ、94人全員の方からいずれかの方法で返還するとの御回答をいただいたところでございます。その内訳ですが、一括返済を選択した方が85人、うち4月末に返済予定の方が59人、それから分割返済を選択した方が9人でございました。

なお、資料は4月28日現在で納入を確認できたものについて記載しておりますけれども、本日の午前現在で申し上げますと、57人の方から1,340万7,504円、合計の金額に比べて61.3%でございますが、1,340万7,504円の返還が行われているところでございます。対象者の皆様の御理解と御協力には本当に頭が下がる思いでございますけれども、今後二度とこのようなことが起こらないよう、組織的なチェック体制をより徹底し、再発防止に努めていく所存でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項(4)維新幼稚園・維新小学校の跡地利用について当局の報告を願います。

教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 それでは、報告事項(4)維新幼稚園・維新小学校の跡地利用につきまして御報告いたしますので、11ページの資料5を御覧ください。

まず、今後の跡地利用をするに当たっての目指していく方向性について記載をしております。

地域の皆様からは、活用方法について多岐にわたる御意見をいただいておりますが、最大公約数的に申し上げますと、地域コミュニティの維持、にぎわいの創出など、地域活性化に資するものであると考えておりますので、そうした活用となるようにしていきたいと考えております。あわせて、災害時の避難所機能が損なわれることのないように配慮いたします。

また、活用に当たっては、市が管理するのではなく、民間事業者へ貸与あるいは譲渡した上で、民間事業者による管理運営をしたいと考えており、選定に当たっては公募型プロポーザルを実施することとしております。

次に、今後の進め方でございますが、いきなりプロポーザルを実施するのではなく、今、総社市が跡地利用を検討していることを広く対外的に情報提供するとともに、プロポーザル実施の際の条件設定のための参考として様々なアイデアや意見などの情報収集をするため、サウンディング型市場調査、いわゆるサウンディング調査を実施したいと考えております。これは、民間事業者との意見交換による調査のことですが、そもそも維新小の跡地に市場性があるのか、どうしたら民間事業者が参入しやすい形になるのか、例えば幼稚園だけなら参入するであるとか、土地だけなら利用価値があるとか、あるいは市にイニシャルの部分を負担してほしいということですとか、こうした民間事業者のアイデアや意見を把握することにより、決してこちらが一方的に考える形ではない、民間事業者の方が手を挙げやすい公募条件を設定するために実施しようとするものでございます。いざプロポーザルを実施するとなった段階で全く応募がないといった状況だけは避けなければならないというふうに考えておりますので、まずは時間をかけてサウンディング調査を実施したいと考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

仁熊委員。

○仁熊 進委員 御説明ありがとうございました。この中でお伺いいたします。

今後の進め方についてなんですが、維新地域、維新学区の要は住民の意見、思いがどのタイミングで反映されるのかというところが、これ、見えてこないんです。市としては、これはどのタ

イミングで、このサウンディング型市場調査の中で市民の声が反映されるのかというところを分かれば教えていただきたいと思います。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

地元の方の意見をどの段階で反映するかといった趣旨の御質問だったと思います。

このことにつきましては、先日、5月1日でありますけれども、跡地活用を考えるということで、地元の方、6人の方に、今回、これから方向性についてお話をさせていただいたところでございます。その際にも、地元の方、ある程度意見をまとめたような形での資料も地元の方からも御提示いただいたんですけども、内容的にはやはり多岐にわたっているといったものでございました。こちらとしては先ほど申し上げたような方向で進めていくということは申し上げたところでございますけれども、基本線といたしまして民間事業者の方の管理運営という部分でありますので、地元の方の意見を、今かなり多岐にわたってますので、それを全て満たすような提案があるのかどうかということは正直分からぬ部分があります。そういうことも含めまして今回サウンディング調査をしようというふうに考えているところでございまして、今後のプロポーザルの条件設定の際にも、こうしたサウンディング調査で民間事業者の方からお聞きしたような内容と、それから地元の方の御意見、そういったものがどうかみ合っていくのかというのは、プロポーザルの前の段階では、できる限り反映したいと思いますけれども、実際に民間事業者の方の思いと、それから地元の思いはどこでうまく融合するのかという部分を含めまして、まずはサウンディング調査をして、その中で、調査の中でも地元からこういう意見がありますよということはお伝えできると思うんですけども、その中でできる限り反映はさせていきたいというふうに考えております。

以上です。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 ありがとうございました。このサウンディング型市場調査になると、民間主導で調査が進んでいくわけなんで、実際には地元の方々の意見を反映させるところはあまりないのかなと思います。この点については、簡単に言うと市側の技術、テクニックによるところが大きいんだと思いますんで、ぜひとも地元の意見を、多岐にわたっていることは私たちも承知していますが、皆さんの意見が取り入れられるように、そのテクニックを使って、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 仁熊委員の再度の御質問についてお答えいたします。

できる限り地元の方の意見を反映してということだと思います。サウンディング調査をするに当たりましても、基本的には地域活性化に資するという、その大前提の下で民間事業者の方の意見をお聞きしようというふうに思っております。ですので、決して一方的に聞くだけではなくて、民間

事業者の方、様々なアイデアをお持ちだと思いますので、そうしたアイデアを基に、こちらとしても地域の活性化に資するような使用方法、利活用ができるように考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 維新幼稚園、維新小学校跡地のことなんんですけど、このサウンディング型市場調査についてお聞きをしたいんですけども、これ、調査していく上で、その事業者というのをどうやって集めていくのか。それが市内なのか市外なのかという方法、それが一つというところと、じゃあその意見を取り入れました。それが決定しました。そのサウンディング市場調査をいつまで続けて、この公募型プロポーザルをいつから始めるのか。そして、この維新幼稚園、小学校跡地をいつまでに活用していただきたいのかというようなスケジュール感というところも併せて、それは考えられてますか。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、事業者をどう集めるのか、市内に限るのか市外も含めてなのかというふうな御質問だったかと思います。これにつきましては、広く公募したいというふうに思っております。こちらからサウンディング調査の実施要領等を公開した時点で、決して待ちだけではなくて、こちらからもいろいろな事業者の方にアプローチをしていけたらいいのかなというふうに思っております。そうした中で、様々な意見をお聞きしたいというのが一つ大きな目的でございます。基本的にはサウンディング、ここ部分をしっかりと時間をかけてやりたいというふうには思っておりますけれども、といいますのもプロポーザルをした段階で手が挙がらないというのが本当に一番こちらとしては怖い部分でありますので、まずはそういったプロポーザルの条件設定のための事前の調査を時間をかけてやりたいというふうに考えております。ただ、時間をかけると申しましても、無尽蔵にずっとかけてというわけではございませんで、ある程度そこ部分は期間を区切ってやりたいというふうに考えております。サウンディング調査自体に参加してくれないというふうなことも想定としてはあると思いますので、まずはそういった事業者の方に参加していただくということで、その部分は時間をかけたいんですけども、サウンディング調査のほうをできればこの上半期というんですか、令和6年度の夏、8月、9月頃までにはサウンディング調査を実施して、内容を公表させていただきたいというふうに思っております。その後の条件設定等ございますので、まだはつきりとしたスケジュールは申し上げられないんですけども、プロポーザルについてもその後、下半期のどこかでプロポーザルを実施したいというふうに考えております。実際そのプロポーザルを実施して、事業者が決まっての後の、その後のスケジュール感につきましては、実際に利活用がどういう形で行わ

れるのか、それから施設整備等にももしかしたら時間がかかるかもしれませんので、その後の利活用が具体的にいつ始まるかというところまでは現段階では申し上げられないというところでございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 この維新幼稚園と維新小学校とくくられておりますけれど、幼稚園と小学校を別にという考えはないんでしょうか。地元の方からは、維新幼稚園だけでも地域の、毎月ですか、草刈り、年に何回か草刈りも行ってるし、空気の入れ換えとかもしてますし、小学校としては義務教育学校に行ってはいますけど、土日なんかは地元で遊ぶ場所。そうすると、維新幼稚園の跡地というのが非常に適しているので、維新幼稚園をもう少し自由に使いたいというお声もいろいろ聞くので、切り分けてという考えはないんでしょうか。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 順宮委員の御質問にお答えいたします。

維新幼稚園、維新小学校それぞれで活用してはどうかといった御質問だったかと思います。今回それも含めてサウンディング調査の中で、一体がいいのか、幼稚園、小学校別々のほうが使い勝手がいいのか、そういうことも含めて調査をさせていただこうというふうに思っております。確かに小学校、校舎もそれなりの規模がありますし、運動場も広いということで、活用の仕方によっては幼稚園だけで十分いろいろな活用ができるといったふうな御意見もいただけるのかなというふうに思っておりますので、こちらから最初から幼稚園、小学校別々でというふうな条件では決してなくて、あの全体を利活用するのにどういった方法があるのかというのを民間事業者の方にヒアリングをして聞いていきたいというふうに考えております。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

小野委員。

○小野耕作委員 このサウンディング型市場調査、これはもうどこか企業が名のりを上げてるとか、ちょっと興味を持つてるようなところがあつたりするんですか。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 小野委員の御質問にお答えいたします。

既にそういう話があるのかどうかということなんですねけれども、今現在、サウンディング調査を実施することを、この前、地元の方にはこういった方向でという話はしましたけれども、まだ対外的には公表していないというふうな状況でございます。特に民間事業者の方からそういうお問合せもない状況でございますので、これから実施要領等を公表した段階でこちらからもアプローチはしていきたいというふうに思っておりますけれども、今現在ではそういうお話をござい

ません。

以上です。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 これまでも活用についていろいろあったんですけど、過去、幼稚園のほうは、あそこへワイン工房造るんだとか、そんな話ありましたよね。そのあたりの話ってどうなってたんでしょう。というのが、先日も市長が水内でワイナリーができるんだって、ツイッターか何かSNS上げてましたよね。の方もあそこで何かやるんだって、ワイン工房造るって言われた方はその方なんだというふうにはお聞きしてますけれども、の方も、僕はの方とお話ししましたけど、の方の肩を持つとかじゃないですけれども、の方もあそこへ住んでと、あそこへ住まいを探してと、あそこへ畑を耕作してと、朝から来て晩までやっててというのを日々やってる中で、そういうふうに聞いていた。目をつけていたというか色気を出していた方もいるわけで、そこでサウンディング調査からプロポーザルへという中で、結局あそこで事業してやろうという方の、これは公平、平等性を持ってやらないといけないとは思うんですけども、そういった方も一部いるように聞いているので、その方との調整というのはできてるんでしょうか。それがぼつと今、こっちの持ち物なので、こっちのルールに従ってやってくれればいいんで、勝手に唾をつけて目をつけているって言わても関係ない話ですけれども、そういった情報も多分そちらも察知はしてるとは思うんですよ。思う中で、今回のこういうふうな仕組みの中で、地元でやってやろうと、水内で住居を探して、ここで耕作してやろうという中ですよ。そのあたりの調整も踏まえての今回の方針であるんでしょうか。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

ワインを造りたいとおっしゃっている方がいらっしゃったというのは、こちらも地元の方を通じてお話を伺いしております。ただ、それが具体的な話として、地元の方が言う利活用の一つという認識はあるんですけども、具体的なお話でも今までこちらとお話をさせていただいたということはございませんし、ただこれからサウンディング調査をしていくという中で、そういった方を排除していくものでは決してございませんので、サウンディング調査の中で、そういった事業者の方であればサウンディング調査に参加していただいて、こういった利活用ができるというふうな御意見もいただければ、その中で今後プロポーザルをどうしていくか、それから先ほど頓宮委員のほうからもありましたけれども、幼稚園だけでいいのか、幼稚園だけのほうが使い勝手がいいのかということも含めまして、サウンディングの中でこういった御意見もいただきながら検討していきたいというふうに思っております。

○溝手宣良委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 そういった方もいるよというのをちゃんと念頭に置きながら事業を進めていくいただきたいということなので、よろしくお願ひします。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 萱野委員の再度の御質問にお答えいたします。

当然サウンディング調査をするに当たっても、これ、本当にプロポーザルではなくて、様々な意見をいただく機会ということで実施しようと思っております。その段階でも公平公正という部分につきましては十分配慮して進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

ないようですので、私より。

すみません、先ほどの質疑、答弁の中にもありました、地元の意見が多岐にわたるといったことがございました。これは以前の岡山県森林組合連合会の話が出ていたときにも同様の答弁があつたと思うんですが、多岐にわたるとはいえ、一定の共通点は見いだせるのではないかというふうに思います。できるだけある共通点ぐらいはせめて逸脱しないようにしてほしいなというのは希望でございます。必ずしも実現するかどうかは分かりませんが、多岐にわたっているからもうこれはまとめてもらわんと駄目なんだというような感じではなく、その中でやはり折衷案というか、落としどころというか、そういうところが見つけるような努力をしていただきたいなというふうに思うところでございます。それが一点。

それともう一点は、これも先ほどの御答弁の中に言及があったというふうに思いましたが、跡地を利用する際に、要は建物は要らなくて、そこが平地であれば何か企画することがあり得るかもしれないということも考えられるんだろうというふうに思います。そこで、先日、山陽新聞の記事の中にあったと思うんですけど、公共施設の解体について、総務省が自治体の支援をしますよというようなことがあったので、もしそういったサウンディング調査であったりプロポーザルをかける際に、例えば解体を市が国の補助を 통하여実施して、更地の状態からだったらどうですかというのを選択肢の中に入れてもいいのかなと。解体も新たにそこを使われる方が全部するんじやなく、平地であれば可能性が広がることもあるかと思います。建物ありきだけで判断するのではなく、解体を公費でやって、そこからというのを選択肢に入れていただきたいというふうに思うんです。もちろんこれも必ずそうではないんですけど、そういう選択肢は少しでも広げていただきたいというふうに思うのですが、以上2点について御答弁いただきたいと思います。

○溝手宣良委員長 教育総務課長。

○藤原直樹教育総務課長 溝手委員長からの御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。地元の御意見ということで、ある程度分類すると何項目かにはまとまるであろうというのはこちらも思っております。今後、サウンディングあるいはプロポーザルを実施する段階で、そういう基本の部分というのはできるだけ尊重といいますか、した上で条件のほうは設定していきたいというふうに考えております。

それから、2点目の解体を市でしたらどうかというふうなお話だったかと思います。当然、今後

どういう使い方が一番民間事業者の方が手を挙げてくれるのかという中で、サウンディング調査もするわけでございますけれども、解体するのか、それから今の施設にある程度手を加えてほしいという御意見もあるかと思います。その解体であったり改修のイニシャルの部分をどうするかというのは、そういった民間事業者の方からの意見なども参考にして、それも自治体の負担がかかることでございますので、慎重にそこのあたりは検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 では、他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時26分

再開 午後 1 時26分

○溝手宣良委員長 説明員の入れ替わりが特ないようでございますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(7)令和7年度保育所等の利用状況及び待機児童等について当局の報告を願います。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 報告事項(7)令和7年度保育所等の利用状況及び待機児童等につきまして御説明いたします。

14ページの資料8を御覧ください。

まず、上段に令和7年度保育所・認定こども園・幼稚園入園状況及び待機児童等一覧と、下段には参考としまして令和6年度の一覧を掲載しております。

令和7年4月1日現在で施設種別ごとに年齢別で表しております、表の一番上の行の未就学年代人口につきましては、今年度は5歳児が一番多く、ゼロ歳児から5歳児までの総数は3,512名となっております。その下3行が保育所事業となります。まず保育所が1,308人、公立の認定こども園の保育部が310人、また私立やまで認定こども園の保育部が126人で、保育所事業総数が1,744人となっております。また、その下3行が今度は幼稚園事業となっておりまして、幼稚園が706人、公立の認定こども園の幼稚部が113人、私立やまで認定こども園の幼稚部が8人で、幼稚園事業の総数が827人となっております。保育所事業と幼稚園事業の割合でいいますと、全体の割合は保育所事業が68%に対して幼稚園事業が32%、また3歳以上の割合は保育所事業が55%に対しまして幼稚園事業が45%となっております。令和6年度の数値と比較しまして未就学年代人口は減少しておりますが、保育所入園が増え、幼稚園の入園が減少している傾向でございます。

また、中段にございます、令和7年度の待機児童につきましては、国定義の待機児童数が3人

で、うち2人が市内の認可外保育所を利用され、また希望する保育所に入所できていない児童数が120人で、うち44人が認可外保育所を利用されております。待機児童数等を年齢別に見てみると、例年と同様1、2歳児が大半となっておるところでございます。入所できていない方々には大変御負担をおかけしておりますので、今後速やかに入所していただけますよう、引き続き各保育所との利用調整を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 待機児童数に関する報告ありがとうございます。

令和6年度のときは、これ、4月1日のときもそうだったんですが、1歳、2歳の待機というのが一番多かったというところがあります。ただ、これ、途中からというか、令和6年度の推移を見てても、3歳以上児がちょっと増えてくるんですね。これ、令和6年12月1日現在のところを見ると、3歳未満の待機者が22名であって、3歳以上児が1名、その後、2月になってくると待機児童も3歳未満児が23名で3歳以上児が2名と増えてきます。これが年度が替わって令和7年度の4月1日になると、国定義の待機児童が今度は2歳と3歳になった。傾向がかなり変わってきたと思うんですけど、これ、1歳の子は、この国定義のほうです、国定義の待機児童として、これ、全員入れた要因として、いつもだったらここが多いと思うんです。ここが今回は入れた要因は何かというところと、逆に言うと3歳児で1名が出てるんですけども、この方が待機児童というふうになつてるのはなぜか、この2点をお聞かせください。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 山名副委員長の御質問にお答えしたいと思います。

今年度は、国定義の待機児童数が1歳児はゼロという形ではございますけれども、実際、希望する園に入所できていない数は41人となっておりますので、そのあたりが、今年度はある程度こういった園に、限定した園に入所したいという形が1歳児の方は多かったということが考えられると思います。また、3歳児1名ということですけれども、こちらの1名につきましても特定の園を希望されている方が1人ということですので、ある程度調整を進める中で、この園に入園したいという方が1名残られたという形で、実際、希望される園に入所できない方は13名おられますけれども、そのあたり、ちょっと利用調整の内容で、こういう形で割り振りのほうがされてるという状況ではございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 待機児童数なんですが、国定義もそうですし、希望する園に入れてないよとい

うことで120人ということなんですが、そのうち認可外保育施設が44人行ってますよということなんでしょうけど、認可外保育施設にも昨年度から補助するようになって、認可外保育施設の枠というか受入数というのはまだ44人からある。もうその枠いっぱいじゃないと思うんですけど、どの程度枠があるんですか。だから、希望する園に入れない児童数の方も認可外保育施設だったら入れるよということになるんでしょうか。そのあたりの数字を教えていただきたい。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 萱野委員の御質問にお答えしたいと思います。

認可外保育施設につきましては、定員が大体170名と、今現在、一応5施設あるんですけれども、そういう形で定員のほうは170名となっております。そのうち、今115名の方が令和7年度、入園されておりまして、その115名の中の44名が希望する保育所に入所できていない数という形になっております。115名のうちの44名がこういった形で数字が計上されているんですが、それ以外の方につきましてはあくまでも認可外保育所に希望されて入所された方という形となりますので、こちらの待機児童もしくは希望する園に入所できていない児童数、こちらのほうの計上には含まれてはおりません。

以上でございます。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

ないようありますので私より。

すみません、希望する保育所に入所できていない児童数は分かりましたが、この希望する保育所というのは、これは場所の問題なんでしょうか、それとも経営者というか管理されてる、運営されてるというか、そういう園の問題なんでしょうか。そういったところも把握をされていて、今度、小規模保育施設、早めに造って、またもう一つ保育所造るということですけど、そういったところが検討されて進んでいくということでいいんですよね。だから、この希望する園の、その希望している内容というのはきちんと把握をされていらっしゃるのかどうかを教えてください。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 溝手委員長の御質問にお答えしたいと思います。

こちらの希望する保育所に入所できていない方、要は希望する園ですね。こちらにつきましては、入所の申込みの際に、申請者から希望する園を記載のほうをしていただきます。そちらが3施設書かれる方もおられれば、15施設とかたくさん書かれる方もおられるんですけども、そちらで希望される園を書かれた、その保育園の対象が希望する園という形となっております。ですので、あくまでも利用者、申請者の方が希望される園、ここの園だったら入っても構わないという園が希望される園という形で捉えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 なので、そこが、通勤途中にあって通わせやすいからであるとか、自宅に近い

であるとか、教育方針というかそういうものがいいからであるとか、そういったニーズは把握はされてないということでおよろしいですか。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 溝手委員長の再度の御質問にお答えしたいと思います。

全ては、すみません、把握はしてはおりませんけれども、入所の利用調整をさせていただく際に、もちろん通勤の手段とか、こういったところの園の方針がいいからこの園がいいんだという内容につきましては、一部調整をする際に聞いてるところはございます。ただ、その中でも、こここの園であれば今現在入れないという形であれば、今の空き状況をお伝えして、ここだったら今は空き状況がございますというような内容であれば、利用者の方は、そうしたらそこの園であれば再度申請のし直しを、希望園の追加をするというような方も中にはおられますので、申し訳ございません、全てが把握できるわけではございません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 以前の委員会のときにも申しましたが、たしか新しく造る園は総社東・総社西中学校の学区内に造られるというふうに、その範囲でお聞きしましたけど、ではなぜまちなかに造らなければならないのかという理由にちょっと乏しいような気がします。総社市として、人口の分布ですよね。これをさらに中心地へ人を集めて、国が進めるコンパクトシティーを進めていくのだといえば聞こえがいいですけど、郊外はますます過疎化になっていくことを放置する、またはそれを望んでいるというふうにも捉えられかねないので、もし郊外に例えばこういう園が来てくれたるみんながそっちに行くよというんだったら、そっちに人の流れが生まれるわけですから、そういったニーズの調査というのは私はるべきであろうというふうに、私は考えておるところでございます。なので、ニーズ調査をしていただけないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 溝手委員長の再度の御質問にお答えしたいと思います。

すみません、先ほど全ては把握できていないと申しましたけれども、ある程度、利用者の声を聞きますと、通勤の際、岡山市、倉敷市に通勤されてる方も非常に多いです、そういう際にある程度、岡山市、倉敷市の近辺、こういったところへ園があつたらいいなというような声も聞いているところはございます。また、申込者はどうしても、先ほど言いましたように総社東中学校、総社西中学校区、こちらの方の申込者が非常に多いというところもございますので、そのあたりで新たに認可保育所設置を今検討させていただいておりますけれども、どちらのほうにつきましても総社東中学校、総社西中学校、こちらのほうの学区で設置のほうを進めているところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 若干今回のこの報告事項から話がそれてしまいがちなので、この質問でとどめますが、一応と言ったら語弊がありますが、本議会として新秦大橋の陳情も趣旨採択を、趣旨採択でしたっけ、して、あちらに人の流れをつくれるようなということも議会としては推奨していこう

という話になっておるわけでございます。先ほども申しましたように、総社市の今後の在り方というのを考えなければならないというふうには思うので、あまり早急に結果を出し過ぎずに、総社東中学校、総社西中学校の学区内だとしても、それがちょっと外れるとしても、最適な場所が実はほかにあるかもしれませんから、あまり拙速には決めないほうがいいのかなというふうには思っております。いずれにしましても、この保育というのは「子育て王国そうじや」を掲げている本市としては非常に重要な施策となりますので、慎重に、市民のニーズに合って、何十年先の総社市を見据えた政策を進めていっていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

教育長。

○久山延司教育長 溝手委員長の御質問にお答えします。

拙速に判断せずに先を見てということで、本当にありがとうございます。そうだと思いますが、先ほど課長のほうから答弁させていただきましたが、実際に保護者の希望、私もかなり綿密に担当者から状況を聞いております。それから、川西の西部の保育所ですね。二つありますが、その状況も、法人の方から状況もお聞きしております。そういう中で、こちらに、総社東中学校区、総社西中学校区に建てると同時に、すずらん保育所の新設といいますか改築に伴って20名定員の増員ということでござります。それぞれの法人とも話をしながらやっているということでございますが、今御指摘のように将来的なことも見据えて考えていくということは今後もしていきたいと思います。ありがとうございました。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項(6)教育特区・小規模特認校・預かり保育の利用状況について当局の報告を願います。

教育部長。

○江口真弓教育部長 それでは、報告事項(6)教育特区・小規模特認校・預かり保育の利用状況について報告させていただきます。

こちらの御報告のほうは、学校教育課とこども夢づくり課、2課の数値をまとめておりますので、私のほうから報告をさせていただきます。

資料7の13ページを御覧ください。

令和7年4月1日現在の状況でございます。

まず、教育特区についてですが、小学校は2校、池田小学校と新本小学校と昭和五つ星学園義務教育学校、幼稚園は今年度は池田幼稚園が休園になったため実質3園、昭和五つ星学園幼稚園、山田幼稚園、新本幼稚園で実施をしております。これらの学校園全体の児童生徒、園児数は341人

で、そのうち158人、割合で言いますと46.3%が区域外からの就学園で、昨年度の令和6年4月1日より25人、7.2%増加しております。増加の要因は、昭和五つ星学園の増加でございます。昭和五つ星学園、全体の児童生徒、園児数は232人ですが、そのうち131人、56.5%が区域外となっており、令和6年4月1日より30人の増加、割合で言えば9.3%と大きく増加をしております。また、他の校園においては、増加はしていないものの、区域外から就学園する児童、園児数の割合は大きく、小規模校園の維持に教育特区の制度は寄与しているものと考えております。

次に、小規模特認校、区域外就学園についてですが、小学校は3校、神在小学校、秦小学校、総社西小学校、幼稚園は3園、神在幼稚園、秦幼稚園、久代幼稚園で実施をしております。これらの学校園の児童、園児数の合計は306人。そのうち、小規模特認校制度を利用して区域外から就学園する児童、園児数は8人で、昨年、令和6年4月1日からは1名の増加。割合で言いますと2.6%で、ほぼ横ばいの状態となっております。教育特区に比べると、この制度の利用者は少ない状況にあります。市の広報紙等でこれらの制度や実施校園を紹介しておりますが、今後はさらに地域の方々とも協力してきめ細かな発信、PRをしていく必要があると考えております。また、それに合わせて、対象校園それぞれの特色、例えば神在小学校、神在幼稚園であれば地域住民や友達と学ぶ体験活動、秦小学校、秦幼稚園は豊かな自然環境を生かした理科・生活科教育、西小学校、久代幼稚園は健康な体づくりといった取組も含めて、さらなる魅力化を図る必要があると考えております。そういうことから、教育特区も含めて小規模特認校制度の取組を一層推進し、児童・園児数の維持、増加を図り、小規模校園の存続、規模の平準化を進めていきたいと考えております。

次に、保育園の待機児童の解消のため幼稚園の魅力化の一つとして実施しております預かり保育の状況ですが、こちらは11園で実施しております。令和7年4月1日現在、11園の合計で355人が預かり保育を利用しており、前年度からは9人増加。また、そのうち早朝の利用、8時から8時30分ですが、こちらの利用は161人で、15人増加しております。しかし、残念ながら幼稚園に入園する園児数の増加にはつながっていない状況であり、また待機児童が解消するまでには至っておりませんが、就労しながら子どもを育てたいという保護者のニーズは増加している中で、そういう保護者にとっての選択肢の一つとなっており、待機児童を減らすことにも一定程度寄与しているものと考えております。今後も幼稚園の魅力化については、預かり保育や給食だけでなく、ICTの活用や食育、地域と連携協力した取組を今以上に推進してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 かなりいろいろ御苦労されていることに関しまして大変感謝申し上げますが、引っ越しをされてこられている方の中で、もう働いていると、どうしても共働きだと保育所というのが先に来るようすけど、総社市は預かりもしてるし、弁当ではなく給食もしてるし、幼稚園で

は、夏休みも預かりますよという話をすると、ええってびっくりする人も結構いるので、もう少し周知徹底をしていただいたほうがいいのではないかなどというふうに思います。おうちを建ててこられる方たちは、あらかじめ総社市の状況を聞いて調べては来ますけれど、まだまだ知らないことも多いのではないかなどというふうには思っているので、その点を周知徹底をもう少ししていただいてと思いますが。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 頓宮委員の御質問にお答えしたいと思います。

幼稚園の魅力化の推進、市の教育委員会としましても施策的には強化して行っておりますけれども、いま一度そういった、まだ聞き慣れない内容と言われるような市民の方もおられるかもしれませんので、そのあたり、周知徹底させていただきたいと思います。昨年度は広報紙への掲載、またチラシの作成等もさせてはいただいているんですけども、まだまだこれからそういった強化のほうをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 広報紙なんですかでも見れますけれど、総社市公式LINEで慣れている人は探すのもいいかもせんが、広報紙を例えればコンビニとか、アパートなんかはなかなか広報そうじやが入っていなかったり、町内に入っていなかったり、なかなか広報紙を見ていない人もいるのではないかなどというふうには思うんですが、何か工夫をして、総社市公式LINE以外でも公募状況、例えば前、幼稚園の募集をしています、預かりしていますって、幼稚園独自のアピールをそれぞれのごみステーションに貼ってあると、あれ、必ず目につくので、意外と若い人たちが行くところにそういうチラシがあるとすごく目につくかなというふうには思いますので、よろしくお願ひします。

○溝手宣良委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 頓宮委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

そうですね、全戸配布させていただいております広報紙でも、なかなか見られない、若い方とか、なかなか見られない方もおられるかもしれませんけれども、今後はSNSを活用した周知、またチラシの配布ですよね。そのチラシの配布とともに、例えば小児科医であるとか、地域の皆様が寄り合って何か話をされる場所、あと健診等、そういったところにも配布のほうをさせていただいて、周知徹底を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

ないようありますので、私より。

以前萱野委員もおっしゃってましたけど、もともと教育特区が始まった理由というのがもう完全にぼやけているような気がするんです。この教育特区を実施していることで、移住・定住ってどれ

だけ増えましたか。今、区域外から通っている子がこれだけですよというアピールはいただいたと思うんですけど、このことで移住・定住はどの程度増えたんでしょうか。その成果はありますか。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の御質問にお答えします。

令和7年度4月現在で、義務教育学校の学区内に転居という形で入っている児童生徒は17名となっております。これは兄弟もおりますが、17名が転居してきているという状況でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 重ねて申し上げます。特区全体としましてはプラス1名で、18名が転居してきております。義務教育学校以外では1名が転居をしてきているという状況でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 数字について御答弁いただきましてありがとうございました。

結局、この制度は移住・定住を促進するという当初の目的を失ってはいないということでいいんですね。だから、一番の目的は、これは移住・定住を促すという目的で間違いないでいいんですかね。それとも、もうその地域に学校を残すためということの維持なんでしょうかね。どういう目的で結局するのか。ここがぼやけると、先ほどのそうじや吉備路マラソンの話じゃないですかね、どこに向かって進めていけばいいのか、何を取り組めばいいのかというのがぼやけるというふうに私は思うので、この制度は何が目的なのかというところを忘れてはならないというふうに思うんですが、この点につきまして、当然、将来何十年先というのを見据えていかないと施策というのは駄目だと思うんですが、のことについて当然横の連携も必要だと思いますが、この目的を再確認させてください。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の再度の御質問にお答えいたします。

目的としましては、移住・定住ももちろん目的の一つとしてあります。そして加えて、まず特色ある学校づくりということで特区というものを設けております。英語教育ですとか、例えば音楽特区、体育特区といったところで、市内全体の特色ある教育を市内でリードしていくという、教育を充実させるという目的も掲げております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 一般質問のほうがいい質問になってくるので、この程度にとどめておきます。

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時56分

再開 午後 2 時 6 分

○溝手宣良委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、調査事項(1)市内小中学校の非行及び不登校状況とその対応についての調査に入ります。

それでは、当局の説明を願います。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 それでは、調査事項(1)市内小中学校の非行及び不登校状況とその対応について御説明をいたします。

1 ページの資料 1 を御覧ください。

まず初めに、不登校児童生徒の状況です。

総社市は、全国、岡山県と比較して出現率は低い数値で推移していますが、全国同様にやや上昇傾向にあります。また、不登校に加えて、病気や家庭の事情等による欠席を含めた長期欠席児童生徒の出現率では、小学校では全国計より低くなっていますが、中学校では令和 2 年度以降、全国、県の平均を上回っているという状況でございます。

続いて、2 ページに移ります。

いじめの認知件数の状況です。

まず、いじめとして認知するということは、その事案に対して学校が組織的に対応するということです。平成25年度のいじめ防止対策推進法の施行に伴い、積極的にいじめを認知し、組織として対応するよう努めており、認知件数の上昇につながったと捉えています。それでも、全国や岡山県と比較しますと、中学校では低い数値で推移をしております。

続きまして、3 ページに移ります。

まず、各学校で児童生徒の行為について、非行として取りまとめというものは行ってはおりません。ここでは、総社警察署が毎年取りまとめている資料から、総社警察署での中学生の検挙・補導数についてお示しをいたします。

こちらにあります不良行為とは、深夜徘徊、喫煙、飲酒等の行為のことでございます。また、刑法犯とは刑法に触れる行為で、窃盗や住居侵入等がこれに当たります。

御覧のとおり、平成26年度以降、低い水準で推移していましたが、令和 4 年度以降は増加に転じております。この増加傾向は、国も同様です。なお、この件数は延べ件数のため、同一人物が何度も計上されている場合もございます。それでも、総数の件数を在籍中学生における割合で割った発生の割合を出してみると、令和 5 年度での比較ですが、全国は10.4%であることに対しまして、総社市は3.4%という低い水準となっております。

続いて、項目 2 の教育委員会の対応です。

まず、いじめ、問題行動等についてです。

基本的に学校長からの電話連絡や、来庁での報告や相談を随時行っております。困難な案件につ

ましましては、学校と教育委員会が連携して対応をしております。

また、認知したいじめの報告とその解消についての報告を学校に毎月求めております。

そのほか、校長会での報告や、生徒指導担当者会等でいじめの認知やその対応についての研修を毎年開催し、積極的認知と丁寧な指導に努めておるところでございます。

また、年に2回開催しているいじめ問題等協議会では、各学校の保護者代表や主任児童委員も委員として参加し、保護者、地域、学校と一緒にいじめや諸問題について話し合う場を設けております。

次に、不登校、長期欠席についてです。

まず、全ての学校から、長期欠席に加え、欠席が多くなっている児童生徒について毎月報告を求めております。教育委員会でその状況を把握し、学校に指導、助言を行っております。

次に、各学校に不登校対策担当者としてスクール・カウンセリング・チーフという役割を設け、未然防止の取組を進めております。中学校3校には市費講師を配置することで、スクール・カウンセリング・チーフの担当授業軽減を図り、校内での取組強化や学区の小学校への訪問等による連携ができるようにしています。

次に、市の事業として、教育支援センターのカウンセラーの派遣や大学生ボランティア等の派遣、教育支援センター職員の学校訪問による聞き取り等、組織的な対応と、それに係る支援を行っております。教師の力量形成としましては、教育相談担当者会やスクール・カウンセリング・チーフ担当者会を実施し、その役割についての理解と専門的知識の習得に資する研修を実施しております。

また、学校ごとの児童生徒の総欠席日数の集計や、児童生徒の学校適応アンケート等を実施し、学校全体としての傾向の把握や児童生徒個々のSOSサインの早期発見につながるようにしております。それらの集計データは教育委員会へ提出を求め、それを基に状況確認や助言を随時行っております。

4ページに移ります。

これらのいじめや不登校未然防止に資する教職員研修を市内全職員対象として毎年実施し、管理職や担当者だけではなく、全ての教員の理解と未然防止の観点で教育活動に取り組むことができるようしております。

次に、項目3、学校の対応についてです。

まず、いじめやトラブルが起きた場合、隨時確認を行い、確認した事実を基に指導、保護者にも連絡をしています。指導方針としましては、児童生徒の気持ちに寄り添った指導を行うようにしております。教育委員会とも連携をして対応しており、必要に応じて警察、関連機関との情報共有や連携を行っております。各学校では、いじめ防止基本方針として、基本的な考え方や校内組織、連携する機関や具体的な取組等を定め、毎年見直しをしております。また、いじめの状況等につきましては、学校評議員会等で報告し、案件によっては協議を行っています。

次に、不登校、長期欠席についてです。欠席が続く児童生徒には、定期的に家庭訪問を行い、本人の状況の把握や支援に努めております。保護者とも密に連絡を取り、カウンセラーやソーシャルワーカー、関連機関の紹介等を、保護者や児童生徒のニーズに合った包括的な支援となるようにしています。学校や担任だけの関わりとならないように、学校では不登校対策担当者を中心に学校全体で児童生徒の状況を把握し、組織的に対応するようにしています。

続いて、4、非行問題等における関連機関との連携についてです。

まず、資料の訂正をお願いいたします。二つ目の項目の児童相談所との連携という項目の2行目です。教育委員会と児童相談所等の「所」が「書く」という文字になっておりました。ここは「書」ではなく、ところの「所」でございます。申し訳ありません。訂正いたします。

それでは、連携についてです。

学校が把握した非行問題につきましては、まず教育委員会に報告、協議し、学校や教育委員会から関連機関への連絡を行っております。その際、連絡窓口となる担当者を設け、情報の集約と迅速な対応ができるようにしております。

警察への連携としましては、学校、教育委員会共に校外で起こった事案についても学校が連絡を密に取り、積極的に情報を集め、学校での指導に努めております。

また、市の青少年育成センターが開催している中高連絡会では、市内の2高等学校、中学校、義務教育学校の生徒指導担当者に加え、総社警察署、教育委員会担当者が集い、情報共有や協議を行っております。

次に、児童相談所とは、こども課とも連携して情報共有を行っております。対応が困難なケースについては、学校教育委員会、児童相談所職員等によるケース会議を行っております。

次に、本市の青少年育成センターとは、学校は校長や生徒指導担当者が必要に応じて随時連絡を取り合っており、加えて先ほど申しました中高連絡会で情報を共有しております。また、夏休み等では、学校と青少年育成センターが合同で補導を行うなどをしております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山名副委員長。

○山名正晃委員 ありがとうございます。今回、調査ということで挙げさせていただいたんですけども、私からは非行問題についてというところをお聞かせいただきたいと思います。

ここの中でも、非行というふうなくくりにはしておりますが、まず第一にこの非行というものに学校側がこれを認識、認定するという、その明確な基準があるのかというところが一つと、あとは警察との連携、児童相談所等との連携、青少年育成センターとの連携というふうにあるんですが、ここにある、青少年育成センターの方が補導を行っているということがあります。ただ、これ、警察も一緒になってそれを行っているのか、ちゃんと警察のほうで補導、指導というのをきちんとさ

れているのかというところをまず確認させてください。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、学校としましては、非行という形で認定をする、この児童生徒は非行少年であるというような認定というものの中決めというのはございません。ですので、非行少年が何名かというような数値というものではなく、ただ単にいろいろ問題が起きたときに、問題行動があつて、それに対応するというような形でございます。

また、連携のほうは、補導につきましては、警察のほうで補導していただいたものについてはその場で指導等はしていただいております。学校と青少年育成センターが夏祭り等で回っていましたときには子どもに声をかけたりですとか、学校職員がいろいろな場にいるという目的も一つありますので、今のところは特に一緒に、警察と一緒にしているということはありません。ただ、警察のほうは警察のほうでそういう祭りや行事等で巡回のほうはしていただいておりますので、そこで情報や連携というのは図っていきたいと思っております。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 続けて申し上げます。祭り等だけではなく、市内でのいろいろな問題等がありましたら、それは情報共有をいたしまして、巡回等はしていただいているというところで、その状況等につきましても教育委員会と連携をしながら情報共有はしております。

以上です。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 分かりました。ありがとうございます。行事ごとだけではなくて、ふだんからもいろいろ回っていただいているということと、あと、君はもう非行少年だからという認定ではなくて、そういう問題行動を起こしたというふうなくくりだというのは、少し、その子にレッテル貼りみたいなことをしてないというところは安心をしました。

巡回に関してなんですが、これは教育委員会のほうにそれが、学校の外で起こってること、学校の中で起こってることというのは教育委員会としては把握をして、そういう指導とかができるとは思うんですけども、学校外で起こったことですね。例えば喫煙、外で喫煙をされている。よく見るのが公園であったりとか、あと駅。駅に夜行くと警察の方と追いかけっこをよくしてゐるのを見かけたりはするんですけども、そういった学校外であったことということに対しては、警察のほうから、おたくのここの学校のこの生徒さんだったので指導してくださいというようなやり方になっていて、そこから、学校のほうから指導をしていくというところはやっているんでしょうか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名副委員長の再度の御質問にお答えします。

警察との連携はしておりますが、警察のほうから、こういう案件があったので学校での指導をお願いするというような形ではございません。ただ、その情報は、子どもの今後のよりよい生活のた

めに、学校でも影響したり、学校の子ども同士の関係でもありますので、その情報を基に学校で指導をしたり、よりよい生活につなげていくというような指導はあります。要望をされて指導するということではありません。

以上です。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 というのも、ここにもあります、児童相談所等との連携というところもあるんですけども、ここであるのが、その子が例えば夜、深夜徘徊をしていたりとか、例えば喫煙で補導されたりとかあったときに、この子たちはこの子たちなりに何か理由があって、そういう状況に置かれているからこういうことをするんだというようなことがあると、例えば家庭の不和であるとか、ネグレクト的なものがあるのか、それともちょっと人付き合いが悪いんだとか、そういういろいろあるとは思うんですけども、そういったところで、この児童相談所というのと連携をして、それでそこから例えばですけども福祉関係に行くのか、どういう関係に行くのかは分からぬんですけども、そこからつながった事例というのがあってそこが解決に至っている、つまり言えば保護者とのやり取りで解決に至っているのかどうかというのも知りたいんですけども。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名副委員長の再度の御質問にお答えします。

児童相談所とは、今御指摘ありましたように家庭の問題ですとか、例えばヤングケアラーですかネグレクト、そういう問題で連携を取っているという状況はあります。また、非行行為に関するもので、例えば警察のほうに連携を取った結果、警察のほうと児童相談所とも連携を取るということ、アドバイスをいただいたりして、児童相談所と連携を取るというようなこともあります。ただ、そこからの支援につきましては、各いろんなケース会議等を実施しまして、どういうふうな支援をしていけばよいのかという形は対応としてはやってるところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 山名副委員長。

○山名正晃委員 分かりました。こういう話をしているというのは、ちょっと理由がありまして、常盤小学校区のほうがかなり、私の目撃もありますし、情報としても入ってきまして、今日なんかはちょっと担当課のほうには相談はしたんですけど、常盤地下道のところに落書きがあつたりしますね、今。それが、子どもなんか、通学路のところですね。そこにいろんな言葉を書いてあるわけですよ。そういうのがあつたりというのは、今までではなかったんです。そういうのが最近すごく出てきまして、僕も一般質問のほうでもさせていただきました。小学生の喫煙ですか中学生の喫煙、公園での破壊行為ですか、あとは自転車に乗りながら車の前をあおり運転みたいな、あんなことをしたりですか、そういう子らも出てきまして、ちょっと最近の状況としてはかなりひどい。夜も公園に僕もちょっと見に行ったりすると、もうでっかい音楽を鳴らして、殴り合って楽しんでるような、そんなような状況が続いてます。これは、そこにいる子どもたちにもそうですし、

地域住民の方にとっても、僕のほうにも相談はあるんです。ちょっともううるさいんで何とかしてくださいであります。長期の休みのときであれば毎日警察の方に来ていただけます。それって、言えどももう散れ散れってやっているだけであって、散った先にはどこかでまた何かあるわけです。根本的な解決にはなってないというところがある。だから、先ほどから言ってるように、その子に対しての指導でもそうですけども、保護者。それはもう犯罪行為なんであれば、ここにも一応、刑法犯ということでかなり増えてたりもしますけども、しっかりといた、いろんな課でそこへつなげていく。何かそれで理由があるのであればその子たちの解決をしていくというふうにならなければいけなくて、ここ、今、教育委員会の方だけではあるんですけども、そこに書いているこども課もそうですし、あと生涯学習課のほうですとか、いろんなところで連携もあると思うんです。そこで、もう少ししっかりといろんな課で連携をして、機関でやっていただきたいというのが思ひではあります。質疑というのではないんですけども、本当にそういう状況があるということを認識していただきて、その対応をもっと強化していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○溝手宣良委員長 教育長。

○久山延司教育長 御指摘ありがとうございます。この3ページのグラフにありますように、令和4年度の夏ぐらいからそういう問題が増えています。令和5年度が数の上では一番多かった。令和6年度、令和7年度と実際には人数的には減ってると思いますが、本当に繰り返し学校が指導しても、それから警察が声をかけてもなかなか改善されない、そういう状況が続いております。先ほど委員のお話にもありました、それぞれに事情がある。事情といいますか、背景があるというのはそのとおりだと思います。しかしながら、どんな背景があっても、いきんことはいきんわけで、そのことはきちっと指導していかないといけない。それと同時に、その背景について寄り添った指導をしていく、これを並行してやっていかないといけないというふうに思っています。そのためには必要なのは連携であります。公園を管理する都市計画課、それから学校、教育委員会、警察、それから何といっても保護者、この連携が必要に応じてタイミングよくきちんとできるかということがやっぱり子どもを変えていく唯一の方法ではないかというふうに思っております。そういう面で、子どもの背景や特性やいろんなことを学校と共有して、その子に応じた対応を連携を取りながらやっていきたいというふうに思っています。強化してほしいということですが、我々としても強化してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

小野委員。

○小野耕作委員 不登校についてお尋ねしたいと思います。

総社西中学校の卒業式に行かせていただいたんですが、そのとき3年生で、病欠もあると思うんですが、3年生だけで、僕、人数を数えてまして、19人、卒業式に出てないというのが総社西中学校の3年生でした。不登校の数を確認したら、やっぱり増えてるという感覚になりました。そこ

で、この不登校支援をいろいろ書いていただいているんですが、これ、もう昔から何ひとつ変わってないやり方だと僕は認識しております。そこで、何か違うやり方とかというものを、教育委員会として何かお考えはありますか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 小野委員の御質問にお答えします。

不登校問題は、本当に本市としましても長い間取り組んでまいりました。様々な手立てを実施してきており、成果があった部分もあると思います、これまでに。ただ、ここのことろ非常に増えてきているというのでは、我々としてはやはりなってしまった児童生徒を復帰させるのはなかなか難しいこともありますし、まずはならないようにしていく。また、なったとしても、なって学校に来にくい児童を温かく迎え入れるような学校の環境づくりというところに重点を置いて、ここのことろは取り組んでいるという状況でございます。不登校になった児童生徒を、頑張れ頑張れというだけではなくて、少しでも学校に来るというハードルを下げるという環境面での調整をして、児童生徒が高いジャンプをしなくとも、またいで学校へ来れるというようなところを目指しているというところでありますが、なかなか不登校問題は、最近、様々な価値観ですかいろいろなメディアが、ごく一般的にもう世界とつなげるメディアが手元にある状態とかがありまして、なかなか欠席に対する意識というのも変わりつつあるという部分で、非常に我々としましても苦慮しているというところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 小野委員。

○小野耕作委員 苦慮されるとのも十分分かります。今課長言われたようにSNSとつながつとのものも把握されるとんで、新たな取組として、メタバースとかそういったものを利用して、子どもの居場所づくりじゃないんですけど、そういうことをやるのも一つの手でしょうし、あと一つお伺いしたいのが、義務教育、中学校が終わって不登校の子、その先ですよね。ちゃんと高校に行つとけばいいんですけど、行かない子もいると思うんですよ。そういう子が、やっぱりこういう社会と切れるということがひきこもりにつながっていくと思うので、そういうところの連携とかというのはしっかりと取れてますでしょうか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 小野委員の再度の御質問にお答えいたします。

まず、学校に来れない児童生徒に対しまして、メタバース空間ですとか県のほうもやっておりますが、その紹介というのはもちろんしております。ただ、我々としましては、やはり学校で友達やいろいろな人と触れ合っていくということは教育として子どものよりよい成長につながるものと考えておりますので、学校に行かなくてもいいというような環境にはしたくないと。まずは学校へというのを第一に目指していきたいというふうには考えております。ただし、それでもやはり来れなくなる児童生徒はおりますので、そういうようなところの手立てとしましては、今後フリースク

ールですとか、そのような多様な学びの環境というものを研究して、少しでも外と関わる環境というのはつくっていきたいというふうに思っております。

そしてもう一つ、不登校児童生徒の中学校卒業後ですが、これは課題というところもありまして、実は総社市社会福祉協議会のワンタッチのほうと連携をして、今まで中学校では学校や学校から派遣するカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが関わっていたんですけど、高校に進学できなくなるとなかなかそういう社会との支援のつながりが続かないということで、そういうような児童生徒には保護者のほうにも御案内をして、総社市社会福祉協議会のほうとつないで、卒業後でも相談できる環境や、直接的に職員と顔を合わせて連携ができるというようなものをしております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 小野委員。

○小野耕作委員 ありがとうございます。本当に中学生とか15歳とかという一番楽しいときですでので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいのと、一つ地域との連携というのもしていただきたいと思います。というのも、各地域に主任児童委員という方が、ちゃんと守秘義務を持って活動されております。その方をもっともっと使っていただいて、しっかりと地域と連携を取って不登校対策ともしっかりと取り組んでいっていただきたいなと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 小野委員の再度の御質問にお答えします。

御指摘のとおり、やはり地域との連携というのも今後非常に重要で、必要になってくるかと思います。ただ、不登校の児童生徒は、置かれたその子の状況にもよりますので、その子の状況に合ったり、保護者との連携を密にしながら、そういったところの支援が必要であったり、支援を求められるというところでは、やはり地域として積極的に関わっていってもらえるようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

仁熊委員。

○仁熊 進委員 いじめ、どんなことをやってもなくならないし、反対にいじめも非行も最近増えてきているというところで、これ、世界的に考えても大変な問題なんで、専門家が、これ、なくはないのは医療の問題、病気の問題と関連づけているんですね。例えばA S D、自閉スペクトラム障がいを持っている子ども、それからもう一つは10代の半ばぐらいから発症する統合失調症、これらの病気の方々は、要は感情のコントロールができないことが一つ。それからもう一つは、一度起こした犯罪、非行に対して、それがトリガーになって統合失調症を発症する例がある。そのことを専門家が統計的に、今、本格的に取り組んで調査をしているところなんですけども、総社市で、これ、非行、例えばいじめに関与する子ども、例えばA S Dを持っている子どもたちというのはいじ

められやすい。これは、反対に、いじめる側でなくていじめられやすいという傾向があります。そのような医学的見地から考えたことがありますかということと、もう一つは、これ、カウンセラーにお願いしたときに、そのような事例、そのような発症が見つかったことがありますかということをお伺いしたいのと、今後いじめ、それから非行をなくすために病気と関連づけて連携を取っていくことも必要ではないかということをお聞きしたいと思います。

○溝手宣良委員長 すみません、私より仁熊委員に申し上げますが、障がいであったり病気であったりの場合に、持っているという表現はよくないと思いますので、今後気をつけていただきたいと思います。

では、今の仁熊委員の質問に対する御答弁を願います。

しばらく休憩しますね。

休憩 午後 2 時41分

再開 午後 2 時42分

○溝手宣良委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 仁熊委員の御質問にお答えをいたします。

学校としましては、いじめの問題、いじめる側、いじめられる側につきましても、何か障がいがあるとかそういうようなことを根拠として指導や見解というものは特にはしておりません。あくまで起こった事例について指導をしていくという形です。ただし、その指導に生かすという意味で、その児童生徒が持っている特性ですとか傾向というものは参考にしながら指導に生かしているという状況でございます。ただ、今後につきましては、御指摘いただきましたように医療関係、医療的な視点というものも持ちながら、今後も指導に生かしていきたいと思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 仁熊委員。

○仁熊 進委員 難しいところ、ありがとうございます。私が言いたかったのは、これ、なくならないその原因として、非行がトリガーになって病気を発症する。そういう意味では、まず非行を起さないこと、最初に起こさないことが一番なんですけども、起こしたときに本人の責任とかというよりも、実際に病気というのはもう押さえよう押さえられないんで、医学的見地からも分析してみる必要があるのではないかと思いました質問させていただきました。今後ともそういう意味では、子どもを叱ったり、その補導をして、これを強制したりするというのは非常にもう限界が来てるんじゃないかなという思いから、そういう見地からも見ていただきたいという思いで発言しましたので、ここでお知らせしておきます。

以上です。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 ありがとうございます。おっしゃるように、非行やその他のことでの指

導の仕方によって、それが悪い傾向のほうに行くということのないように、医学的見地のような部分も視点として持ちながら、今後も指導に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 幾つかあるんですけれども、不登校に関しまして、いろんな理由があると思うんですけど、小学校の場合はいじめが原因の場合もあるでしょうし、家庭環境があつたり、それからなかなか学校に行きたくないというか、友達がいないとか、様々な理由があると思うんですけど、長期になる前に、3日ぐらい休んだらすぐ訪問するとか、早期対応というのがすごく大事なんではないかなと思うのが1点と、ですからいじめの認知件数の中で、いじめがもし原因であれば、令和5年度にいきなり増えてますよね、小学生が。そうすると、令和6年度は、この小学校のその数値のままいきますから、非常に高い数値で来る可能性があると思うと、小学校から中学校に上がるときの対応、中1ギャップというのがあったと思うんですけど、小学校と連携しながらやっていく対応に対して、どの程度中1ギャップという認識で中学校1年生に対する対応、どのようにされているのかということをお聞きしたいのが1点と、それから勉強が分からないと、今、大学の勉強が少し高校に下りてきて、高校の内容が少し中学校に下りてきて、中学校で習うことが、今、小学校5年、6年で、特に数学なんかは下りてきていて、全く4年、5年のあたりでX、Yを使わなくとも連立に関係するような内容が出てくると、もうそこでつまずいてる子どもたちっているんですね。進学塾は多いんですけど、そういう子どもたちをサポートする塾みたいなものがないので、何かそこを少し自信が持てるような、放課後のサポートみたいなものがあると、そのまま中学校へ行ったときに少しは解消されるのではないかって。結局1時間、45分ですか、中学校、50分か。50分、分からないものをずっと聞いてるというのはすごくつらいというか、そういうことで親にも点数が悪かったらペーパーを出さなかつたり、小学校のプリントでも、結構自分で丸つけして自分で答え合わせして学校を持っていって、よく見ると答えを見ながら書いてたりする子もいて、それじゃあもう全然理解ができない。要するに勉強のつまずきが学校に行きたくないという理由の一つの子どもたちがいる気がしてならないんですね。そういう現場を見てきてるので、その辺の中1ギャップを、あらゆる手立てを取って、いろんな形で対応していただく。小学校6年生の勉強の復習なんかを学校でしっかりやっていただくということがすごく大事なんではないかなというのが一つ。

それから、青少年育成センターとの連携ってありますが、中学校のPTA会長をしてるときに、PTA会長は青少年育成センターの方たちと一緒に午後、総社市内の公園とか駅とか、それからリブ21のゲームセンターとか回るというのと一緒にさせていただいたときがあったんですが、かなり何年も昔の話ですけど、かなりそのときでも、総社駅の女性トイレに、青少年育成センターの方は男性が多いので女性トイレに行きましたら、高校生がそこで全部、居住まいをリフレッシュし

て、きれいにお化粧して、そこから岡山のまちのほうに出ていくという準備をされてるところにちょうど遭遇したんですけど、そういった子たちもすごくいて、あとはそのとき常盤公園に行ったらトイレのほうに、壁に、ぐるっと回るようになってるあのトイレの壁に血がいっぱいについて、恐らく夜に何らかのことがあつてついていたのかどうなのか分からないですけど。ゲームセンターに行くと、子どもよりも主婦層の人たちが買物を横においてゲームをいっぱいしてたんですが、今、リブ21は店を閉めてるところが多いのでゲームコーナーがすごく増えているんですね。なので、いろいろな環境がある中で、青少年育成センターの方たちは午後5時半で閉められてしまうので、その時間しかパトロールというか、ないので、本来だったら例えば土日とか、午後3時頃に、こんなことを私が言って、あれか分かりませんけど、午後3時ぐらいに閉められて、午後8時ぐらいに1時間パトロールしていただくというほうがよっぽど効果的なんじゃないかなとか、土日のパトロールをしていただくほうが効果的なんではないかなという。それが無理であれば、そういう一緒にパトロールをするグループというか、議員がしてもいいかなと思ったこともあったんですけど、そういう子どもたちが暗くなつて人目につかないところでごそごそする時間に、大人の目で厳しく追及するというよりは温かく見守りながらパトロールしていくという体制が必要なんではないかな。一頃、夜回り先生という、薬物汚染の拡大予防の夜回り先生の話も、夜、まちなかに出ていく若者を救うために先生がパトロールされていたというのもありますけど、こういった状況が、総社市も昔は都会的ではなかつたかもしれないですが、今すごく都会的になってきてています、中心市街地は。そうすると、そういうことも出てくるので、パトロール体制というのを、いろんなところと連携をしてやっていくべきではないかなと思うんですが、その点はどうなんでしょうか。

○溝手宣良委員長 この際、申し上げます。もう少しコンパクトにというか、要点をまとめてお願ひできたら助かります。よろしくお願ひします。すみません。

では、今の質疑に対する答弁を願います。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 頤宮委員の御質問にお答えをいたします。

まず、不登校のほうの対応としましては、初期対応、早期対応というのはここ十数年取り組んでおります。その総社市の合い言葉といいますか、全職員に伝えておりますのは、欠席2日目となつたら必ず担任が声を聞いたり様子をうかがう。欠席連絡を違う人が受けただけではなくて必ず連絡をする。3日続ければ家庭訪問、というものをベースとして取り組んでいるところでございます。

また、中1ギャップとの対応ということにつきましては、それも我々も認識しておりますので、ここで各中学校にありますスクール・カウンセリング・チーフという職員が実際に小学校のほうに行って、小学校6年生のときの様子も伺いながら、小学校の担当と連携をして、中学校でいいスタートを迎えるようにというような情報共有というものをしております。それによって、事前にアクションを起こしたりとか、保護者の方が不安があつたりした場合には入学前に少し連絡を取り合つて、できるだけよいスタートをというような取組もしているところでございます。

また、おっしゃるとおり、勉強の学習面での欠席が増えるというところは、実は文部科学省等が不登校の理由というものを調査している中でも、大きな要因として一つ挙げられているもので成績不振というのが挙げられているところではございます。いろいろな面で支援をしながら、やはり勉強ができないから不登校に、学校に行けないということがないようにというのは、学力向上という視点のほうからもその視点を持っておりますので、様々な手立てを加えながら、そういったことがないように取り組んでいきたいとは思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 様々な手立ての、具体的な、どんな手立てをされているのかお聞きしたいんですけど。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 中学校におきましては、宿題を例えればできていない生徒を、放課後に残って勉強の支援をするですか、宿題が出せっていない生徒を、放課後、職員が見て、一緒にやるというような手立てをしております。

また、小学校のほうでは、これは小学校によるんですが、放課後や朝学習の時間なんかでボランティアの方に入っていただいて学習支援をして、学力向上につなげるというような取組もしている学校もあります。

もう一つ、先ほどの御質問でお答えしておりませんでした、夜のパトロールの連携というところです。各関連機関と連携を取りまして、そのような方策ができるのかというあたりも含めまして研究をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○溝手宣良委員長 順宮委員。

○頓宮美津子委員 すみません、放課後の勉強の支援ですけれど、これ、総社東小学校の一つの例なんですが、兄弟2人ともずっと不登校だった子どもさんがいて、そのお子さんは家では環境がとてもよくて、冷蔵庫の中にいつでも食べれるようにお菓子や好きなもの、全部準備されていて、兄弟で本当にうちにはいるほうが過ごしやすくて楽しい状況のお子さんがおられました。でも、学校に行かなくて、夕方ちょっと行って、送ってもらって帰る。ただ、いよいよ6年生ぐらいになったときに校長先生が、ほとんど来ていないので、毎日放課後に、月曜日は例えば国語と算数、火曜日は理科と社会とか、放課後の時間割までしっかり組んで、すごく懇切丁寧に勉強されていました。それにはちゃんと行っていました。子ども教室にも来てくれてたんですけど、そうするとその子は中学校に行って、不登校にならなくて、今、高校でも立派になってというのを見ると、やっぱり勉強とか、一生懸命やってくれたという思いに応えようという子どもたちの、あるんじゃないかなと思うと、学校によって違いますではなく、全ての学校にそういう不登校の子どもたちが、勉強のつまずきの子どもたちがいるんであれば、そういう対応は必ず無駄にはならないなと思うんです

が、その辺どんなでしょうか。学校にもう全部お任せなんでしょうか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 順宮委員の再度の御質問にお答えをします。

今御紹介いただいたような取組というのは、各学校で学力向上委員会という学力向上をテーマとした組織というものがあります。その中で、児童生徒の学力、基礎学力の定着ですとか取りこぼしがないようにという取組を、各学校ごとにその子に対してどういう支援がいいのかというのを考えて手だてしている一つの例だと思っています。例えば担任がノートを持って家に行って今日の学習内容を伝えるですか、各学校でそういうような取組というものは、何が一番いいのかというのを考えて取り組んでいただいているところでございます。ただ、おっしゃるように、学力不振で欠席になるということにならないようにという視点で、各学校で学力で取りこぼしがないように手だてを考えていくというような視点で、今後も学力向上に向けては取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 この際、しばらく休憩します。

休憩 午後3時1分

再開 午後3時9分

○溝手宣良委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

小野委員。

○小野耕作委員 課長のいろいろな対策をずっと聞いてて、それでもやっぱりいじめも減らないし不登校も減らないというのが現状じゃないですか。そこで、やっぱり個人個人、それぞれ10人おつたら10通りの対応の仕方とかもあるとは思うんですけど、でもある意味学校は、学校の先生は働き方改革で、今までの業務外のことはなかなかできないような流れになってきてるじゃないですか。そこで、やっぱり今までどおりのことをしてたら僕はいけないと思うんですよ。何か新しいことを取り組んで、不登校とかいじめとかの数を減らしていくというのをやっぱり本気で考えんといけん時期が来てるんだと思います。間違いなくAIとかアバターとかという世界がこの先、絶対来ると思うんですよ。現に内閣府のほうもムーンショット計画というのを打ち出して、2050年というで目標で定めて、もう既に動いてます。ムーンショット計画、調べてみてください。そういう中で、やっぱり子どもたちのために先手先手を打っていけるような総社市でないといけないと思うので、新しいことを考えてみてはどうでしょうかということなんんですけど、いかがでしょうか。答えてにくいと思うんですが、よろしくお願ひします。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 小野委員からの御指摘ありがとうございます。

確かに今、問題は不登校も長期欠席も増加をしているという状況ですので、おっしゃるように何

か違う方向というか視点での取組というのは、確かにやる必要があるかもしれません。その辺もどういうところが、今まで我々がやってきた以外のものが、どういう手立てがあるのかとか、どういう効果があるのかというあたりも少し研究をしてみて、今後の不登校、いじめ対策に努めていきたいと思います。少し研究したいと思っております。ありがとうございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はございませんか。

すみません、なければ私より。

まずお伺いしたいのは、資料4ページの上から2行目の、ちょっと説明がありましたけど、いじめや不登校未然防止に資する教職員研修を年15回開催というふうなところで、具体的に、どこで、誰が、どのように受講するのですか。（令和7年度）ってなっていますが、今までこういうことがしたことがあるんだと思うんですが、この研修に対する受講者側の評価、この研修を受講してどういう評価を受講者はされてるのか、それがどういった成果が出ているのかを教えてください。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長からの御質問にお答えをいたします。

こちらに書いてあります教職員研修と申しますのは、我々としては、だれもが行きたいなる学校づくりというふうに表現をしている研修でございます。令和7年度ですと年15回あります、それは例えば新転入で来られて総社市の取組を知らない職員全員にするもの、また新転入や管理職に新たになった職員に管理職としてのアプローチの視点をする研修ですとか、リーダーの方に、今、総社市の課題は何かというのを数値をお示しして、今後どう取り組んでいく、必要かという、リーダー育成の視点もあるんですけど、という研修。そして、各学校で行っているサテライト研修としまして、研究授業を行いまして、この研究授業に職員が参加をして、不登校の未然防止、要は支持的風土のある温かい学級づくりを、仕掛けとして授業や道徳、学級活動がどういう取組をするのかというものを研究授業を通して職員が協議、研究をするというような研修を実施しております。参加は、15回のうち全てを全職員が参加するわけではなくて、リーダーですとか若手ですとかベテランによって研修の回数を変更しております。若手職員は比較的多めに、継続して、年に3回ぐらいを目安として受けてもらうという形をしておりまして、リーダーになりますと年に集まつていただくのを含めると5回程度の研修をして、1日ですると学校が全部職員がいなくなってしまうので、学校や職員のニーズに合わせて選択肢を設けて参加をしていただくという形でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 誰がどのようにというのは分かりましたが、受講した結果の評価とか、その成果であるとか、あとどこでといったところの答弁が抜けていたと思います。併せて答弁いただきたいんですが、誰がの中で、講師が誰なのかといったことも併せて教えてください。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 すみません、溝手委員長の再度の御質問にお答えいたします。

まず、成果につきましては、各リーダーに実はアンケートを取っています。各学校での浸透具合はどれぐらいか、子どもたちが支え合う風土づくりとしてはどれぐらいかですとか、その研修が必要かどうかというような質問もリーダーの研修会の中で設けております。そうすると、やはり過去から続けておりました、そういう風土が、最近の若手職員が増えているという傾向もありまして、なかなか定着はしていないと。基礎基本のそういう仕組みを学んでいくためには、こういう研修は必要であるというような御意見はいただいております。

場所としましては、基本的にサテライト研修は各学校で持ち回りで、各学校が研究対象校としてお示しをしています。例えば本年度ですと、総社小学校、総社西中学校、池田小学校、新本小学校、常盤幼稚園というあたりが授業公開の学校となっております。これは、各年度で順番に研究をして発表していただいている。また、それ以外の研修会は、総社市役所の会議室や、場所がなければ公民館や消防署なんかを使って、この辺の施設で研修を行っております。

講師につきましては、そのときのニーズに応じた、各学校で、学校課題に応じた講師として大学の教授を招聘する場合もございますし、まだだれもが行きたくなる学校づくりの基本的な考え方や総社市として取り組んでいるというような取組というものは学校教育課の担当の者が講師として実施をしているというところです。

以上です。

○溝手宣良委員長 承知いたしました。そうすると、その前のページ、3ページにある生徒指導担当者会での講義、研修となつてますか、これとはもう全く別のものですね。では、その指導担当者会のこの研修というものが、内容が、またこれがどういったものなのか具体的に教えていただければ幸いです。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の再度の御質問にお答えをいたします。

3ページの指導担当者会というのは、例えば生徒指導担当者会ですと、例えば初めて生徒指導担当者になったような職員もいますので、いじめの定義はこういういじめの定義で、認知したときは具体的にこういう認知の仕方をしてください、解消はこういうふうに解消をもって解消とするというようなあたりですか、積極的認知を行つて、大きくなる前に小さいうちから組織的に対応をしてくださいというような研修を行つております。また、不登校、長期欠席につきましては、例えばスクール・カウンセリング・チーフという不登校対策の者はやはり周りとの連携ですか学校内で仕掛けをつくっていくという役割が非常に大きいですと、その役割をつくって学校を、仕掛けていくというのが皆さんのお仕事なんですねという仕事の形ですとか、現在の総社市内の、これは校長会等でも示すんですが、現在の総社市内の課題、不登校の現状などをお示しして、各学校で取り組んでいっていただくというような形で、その職員の職務についての資質向上を図るという目的で実施しております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 承知をいたしました。ありがとうございます。

では、もともと聞こうと思っていたことの内容が少し触れられたので改めてお聞きするんですが、今までよくいじめの定義というものについては私たちも調べたり確認したり御答弁いただいたりしたんですが、今ちょっとだけ答弁の中にあった、これをもっていじめは解消、解決したといったものの、その定義がどういったものなのか教えていただきたい。いじめの定義は今までにも説明があるし、文書、明文化されますけど、こうなるといじめは解消、解決ですよという定義。それから、それに合致する、要は解決したいじめは何件なのか。未解決のいじめ案件は何件なのか。そして、未解決の場合、その後はどうしているのか。未解決のまま、例えば学年が替わったりします。クラス替えが行われます。そうすると、直接的ないじめの当事者が大抵そういうときに分けられます。もうそれでもって解決にしているのかとか、それでも実は部活動が一緒だから引き続き注視しているんですよとか、いろんなことをしているんだというふうに思うんですが、それらを教えてください。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の御質問にお答えいたします。

いじめの解消の定義というものは示されておりまして、いじめ行為が少なくとも3箇月間やんんでいる、そして被害を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていない状態、これをいじめの解消というふうに定められております。ですので、いじめが一つ発生したら、最低でも3箇月間は解消していないという形で、継続して見守っていくという状況を取っています。ですので、委員長がおっしゃいましたように、例えば3月に起きたいじめの案件につきましては、年度を超えて次の年まで持ち越して、少なくとも3箇月間はみとりをして、解消となっているかどうかというのを判断するという状況でございます。判断につきましては、本人や保護者の状況で、いじめ、その後はどうかという聞き取り等も含めまして、解消したというふうに判断しているところでありますが、案件によりましては、学校によりましては3箇月で安易に解消とせずに、毎月計上しておりますので、計上することでこの児童生徒は気をつけて見ていかなければいけないというような、あえてその子どもを今後も見守っていくという形をもって意図的に長期間解消していないという状況で対応しているという実態もあるところであります。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 すみません、何件解決したとか、未解決の場合はその後どうなってるのかといったところの答弁をお願いいたします。数字的に難しければ、また時間かけて後からでも大丈夫ですが、答弁できますか。大丈夫ですか。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の御質問にお答えいたします。

例えば令和5年度で申し上げますと、いじめの件数は小学校、中学校、義務教育学校合わせて297件ありました。そのうち、未解決の、要は3箇月間たっていないものや、3箇月かそれ以上見

ているというのもも含めますと、令和5年度で申しますと52件が未解決のまま次の年度に移っているということでございます。

続けて、未解決の場合につきましては、年度を超えても継続して、その事案につきましては本人や周りの環境をみとりながら、最終的には全て解決を目指していっているという状況でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 ありがとうございます。令和5年度で言うと、いじめの認知件数が297件で、未解決とされているのが52件でありますよと。未解決な状態でも引き続き継続してケアをしているよということなんだろうというふうには思うんですが、その後はどうかというのが、解決は解決なんだからいいんですけど、未解決というのは、結局それが原因で不登校になったり、それこそ非行に走ったり、自傷行為があつたりとか、あと転校ですね。そういうことも今までにはあろうかというふうに思います。そういったことがあった場合に、例えば転校したら、もう自分の学校ではないから、当然関係なくなるから、正直ごめんなさい、言葉悪いですよ、ああよかったです、安心だというふうになるんですかね。それとも罪悪感を本当に持ってらっしゃいますかね。それが、厳しい言い方になるかもしれませんけど、そこが気になります。このいじめの問題で、今までにもこの委員会でもさんざん取り上げてきましたし、私も発言させていただきましたが、解決に向けて取組をされるときによくあるのが、相手方に悪気はなかったんだとか、もう本当に反省して謝罪しているんだからそれを受け入れてほしいとか、君が受け入れてくれないなんて寂しいとか悲しいとか、そういう言葉を先生が投げかけている場合がよく聞かれます。解決を焦ってるからそういう言葉が出るのかなと。本当にそれは被害者に寄り添っているのかという疑念が晴れません。なので、単純に解決という状態になれば、それは解決でいいんでしょうけど、無理やり解決にしてる案件もあるのではないか、または解決したことにしているとかそういうのがあるんじゃないとか、本当にごめんなさい、厳しい言い方ですけど、ここの取組は本当に徹底されているんでしょうか。先生方は、こうした言葉を絶対に被害者側に投げかけてはいけないとか、こういった態度を取ってはいけないとか、そういったことは徹底されているでしょうか。お尋ねをいたします。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の再度の御質問にお答えをいたします。

解決は、無理やり解決とするというようなことや、解決したと勝手に判断するというようなことはございません。ただし、指導の過程で、適切にその子に合った指導ができていなかつたという案件はあることもあると思います。その件につきましては、研修でそういったことがないようにという努力していくとともに、そういう事案がありましたら校長を通して教育委員会としても指導をしているところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 続けさせていただきます。ごめんなさい、無難な答弁ということになろうかと

は思います。言葉が正しいかどうかは別として、いじめの被害者の側は相当な勇気を持って先生なりに打ち明けています。それがどういった形なのか、無記名のアンケートを定期的に行っているはずですから、そこで訴えるのか、自分がこの先生だったら大丈夫と思う先生に打ち明けるのか、それが保護者であったり、親、兄弟、友達であったりするんだとは思いますが、そういう必死な思いで訴えた子が、その訴えたことによってさらに奈落の底に突き落とされるというか絶望感を感じるというようなことが実際には起きているのが現状だと思います。数が多いかどうかは私も把握はしておりませんが、そういうことがあります。ありますので、先ほど答弁の中でもいただきましたが、研修をされるときには、そういった、絶対にしてはならないことというのも徹底していただきたい。こういう言葉は絶対かけてはいけない、こういう態度は絶対取ってはいけないということも、その研修、講習の内容に加えていただきたいというふうに思います。

仁熊委員もおっしゃいましたが、いじめがなくなることは基本的にはないと思います。あってしまいます。なので、その後の対処が非常に大切であり、また被害者の側に寄り添うことが大切です。加害者の側にもバックボーンがあることは理解しますが、被害者の側には一切関係のないことです。それで許されるのであれば、いじめられたからという理由で誰かをいじめてもいいじゃないですか。だから、相手がこういう状況だったからやってしまったんだというふうなことも被害者の側には一切関係ないので、加害者の側にもそれは伝えなければなりません。自分がどんな苦しい状況だからといって相手を傷つけていいというようなことには絶対ならないので、ここの指導を間違えてはならないと思います。その子にもケアが必要なのは分かりますが、対処を間違えては加害者の側にも被害者の側にもより大きな不幸をもたらすことになりますので、繰り返しになります、くどいようですが、解決、いじめの解消の定義が図られたからといって、安易に解決だとか、そこに持つていこうというのではないように、ここは徹底をしていただきたいと思います。以前に確認をしたことがあります。こういったいじめの認知件数が多かったり、自分のクラスでいじめがあつたら学校の先生の評価って下がるんですかというようなことを聞いたときに、教育長がはつきりとそういうことはありませんとおっしゃったので、そういうことはないんだと思います。なので、先生方は、そこは焦る必要がないんだと思います。自分の評価だったり学校の評価が下がることを焦る必要はないんだと思いますので、被害者の側にまずは一番に寄り添っていただきたいと思います。

そこで、先ほどちょっと触れましたが、不登校であつたり長期欠席の理由として、いじめが直接または間接的な原因なんだというのはどの程度あるかというのを把握されてますでしょうか、教えてください。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 ありがとうございます。ぜひとも今後の研修でそういった、まず訴えてきた児童生徒もしくは保護者に対しての寄り添った声かけですか、まず寄り添った対応というものを研修の中にもしっかりと示していきたいと思っております。ありがとうございます。

そして、不登校の児童生徒で、いじめ等についての報告があったということですが、人間関係の相談やトラブルというのは、複数回答ではあるんですが、そういう案件はありました。そして、令和5年度で申しますと、いじめの被害や相談が、いじめについての相談があったという件は2件ありました。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 承知をいたしました。なかなか急に数字を求められても出せないというのは分かりますし、本当に長期欠席、不登校という原因も様々絡み合ってのことでしょうから、一概になかなかこれが原因というのは言えないと思います。ただ、こういうのは密接に関連するので、注意していただきたいと思います。

また、資料の4ページに戻るんですが、3番の学校の対応で、一つ目のいじめ問題行動等についてのところの4つ目、随時教育委員会と連絡を取りながら必要に応じて関係機関と連携というふうにあるんですが、これは必要に応じてというのはどうなったらで、関係機関というのは大体示されたとは思うんですけど、どこどこで、連携というのは具体的にどのように、ある程度示されたと思うんですが、もう一度詳しく教えていただきたいのと、その次のところの、ここが一番本当は聞きたいんですけど、対応が困難な案件については協議という、対応が困難な案件というのは、何がどうなると対応が困難というふうに判断されてるのかを教えてください。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の御質問にお答えをいたします。

まず、必要に応じてということですが、例えば今後、警察との連携が必要になる案件ですか、周りの校内だけではなく校外での影響が考えられる案件なんかにつきましては、関連機関と連携をしているというところです。また、対応が困難なという表現なんですが、例えばいじめにつきましても、今、積極的認知ということですので、本人が意図せず行ってしまったけど傷ついたとかというような件数もいじめとして計上しております。そういうような件数ですか、例えば端的に悪気があつてしまつたものではないとか、反省をして保護者同士でも話ができる件ですか、そういうような本人の状況を見て、今後も継続して、対応が困難と言うとあれなんですが、今後も継続して対応が必要な案件につきましては今後の対応を協議をしているというところでござります。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 承知をいたしました。対応が困難な案件という表現よりは、継続して対応が必要な案件というふうに、ではそのように理解をさせていただきました。

それと、今度は4番、非行問題等における関係機関との連携の中の警察との連携の中の一つ目の4つ、学校から警察への連絡は、管理職や生徒指導担当が集約し、情報共有が組織的かつ迅速にできるようにしているというところでお尋ねをするんですが、集約するということは一定程度の時間をかけてということなんでしょうか。それとも問題が発生したらすぐにということなんでしょうか

か。この警察との連携ということに関して、現在の岡山県知事が就任されてからすぐに学校への警察の介入というのを進めたという経緯がありますが、そのときに総社市はそこに対して積極的ではなかったというふうに私は認識をしておるんですが、やはりもうこれは学校と警察の連携を密に図って、もうできるだけ学校で対応せずに警察の介入を迅速にしようということなのか、それともできるだけ警察案件にせずに学校の中だけで済ませようということなのか、そのあたりを教えてください。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の御質問にお答えをします。

まず、警察への連絡というのは、まず問題行動等が発生したり、例えば状況を学校が情報を得たというような場合は、まず学校で管理職を含め組織として対応するという対応を取ります。その中で、もちろん校長判断なんですけど、では学校から警察とその件については連携をしていくようについて、生徒指導担当者が、じゃあ、君が窓口になって警察とやり取りをするという場合もありますし、管理職がするという場合もあるということです。内容によりましては介入をお願いするというよりも情報共有ですか、例えば児童生徒が昨日こんなことあったんだと校外のことを見た時に、その事実確認も含めて警察や関連機関との情報共有をするというような場合もあります。

また、学校への警察の積極的な介入というのは、基本はまずは情報を共有をして、こういう案件があった、こういう案件を聞いているということをベースとして、ケースによっては警察にお願いをすることもありますが、基本といいますか状況によってするので、積極的に介入をしていただくように要望して連携をしているというわけではありません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 私より、引き続き。警察の介入なんですが、多分、生徒、問題行動を起こしてしまったり、いじめの加害者であったり、非行の当事者であったりといった生徒にも当然将来があり、その子たちの明るい未来のためにも、できるだけ学校の先生方でどうにかできるのであればそういうしたいという気持ちがあるんだろうというふうには思いますが、現実、部活動の地域移行も何をするんだといったら先生の働き方改革ですし、本来学校の先生が担わなければならないような仕事のりを越えて対応されていることが多いのではないかというふうに思います。いじめという言葉を使いますけれど、それが金持ってこいだったら当然恐喝ですし、当然こづくとかそういうものは暴行ですし、基本的にいじめとされるものの内容は十分刑法犯だと思います。そういうことをしているときに、それを学校の中だけで済ませることが本当にその生徒のためになるのかということを考えていただきたい。それこそ警察に連行される、その後どういう処分になるか分かりませんけど、当然専門機関に送られるということになっていきます。それが、そのときの判断で学校に戻ってくることもあるでしょう。しかし、悪いことをしたら、これは刑法犯、刑法を犯したらこういうことが起きるんだ。それはもちろん民事でもそうですけれど、民事で警察は介入しませんけどね。

悪いことをしたらこういう罰が待っているんだということを知ることもその子の将来のためににはよくて、まだ要は前科がつかないというか、服役しない、行っても少年院のうちのほうが、その子は実は将来のためにはいいこともあります。当然、刑務所から出てきたでも、少年院から出てきたでも、そういうことのためのフォローのために日本ではすばらしい保護司という制度もあります。いろいろ子どもたちを取り巻く将来を案じる策は、その後も講じられています。その中で、学校で抱えてしまうのが本当にいいことなんでしょうか。先生のためにも、生徒のためにも、実はよくないことが起きているのではないかというふうに思うので、私が言いたいのは、あまり学校、先生で抱えて込まずに、もうしかるべき機関に渡す、お願いするということも必要なではないかというふうに思います。なので、この警察の介入ということに積極的なんですが、どうですかという問い合わせました。今後の考え方というものをお示しいただければいいかなと思います。よろしくお願ひします。

教育長。

○久山延司教育長 非行問題、それからいじめ問題、警察の介入を積極的にすべきではないかということですが、学校はあくまで教育機関でございます。そういう、その中でもどうしても必要な場合も出てくる可能性はあります。可能性としては。重大事案ですね。その場合は、躊躇せずに警察と連携する、警察にお願いするということもしていきたいというふうに思いますが、普段の生活の中で、学校の中で対応できる範囲はやはり学校ですべきで、その上で先ほど出たような犯罪にもなるというような事案については警察にも連絡をして協議をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○溝手宣良委員長 御答弁いただきましたけど、犯罪にもなるじゃなしに犯罪ですから。恐喝も、要はお金持つてこいというのも犯罪ですし、こづくのも犯罪ですから。学校の中でやったら犯罪行為が許されるというのはおかしい話です。ここでの認識は、私はそろそろ改めるべきであろうというふうに思っております。学校が全て悪いとか言ってるわけじゃないんですよ。先生方を守るためにも必要だと私は申し上げております。本当に専門的な機関に引き渡すこと、その子のためになるというふうに申し上げてます。一回見て、すぐにそれは確かに通報するということじゃないと思います。やはり段階を追うとか、先生方の現場の判断というものはもちろんあろうと思いますし。ただ、それを抱え込まないようにというのを私はお願いしたいというふうに思います。

それと、最後にもう一点。不登校、だれもが行きたくなる学校づくりという総社市が取り組んでいるものは、市外、県外からも非常に高い評価を受けているというのは私も承知をしておるところですが、すみません、そもそも論で申し訳ないんですが、不登校って何が悪いんでしょうか。不登校の子をどうして学校に連れ戻さなければならぬのでしょうか。その信念というか思いというものが明確にあれば、その子にとってもしかしたら学校にはもう二度と行かないほうが幸せかもしれません。将来的にも学校に行かなくても立派に成人される方もたくさんいらっしゃいますの

で、そのあたり、不登校は何が悪いのか教えてください。

教育長。

○久山延司教育長 不登校の何が悪いのかということですが、不登校は悪ではありません、これは。それは選択肢の一つだと思います。しかしながら、教育の場で学習をする、それから社会性を身につける、これはやはり社会の中で生きていく上で、人間として生きていく上で、絶対に学校でしなければならないかというと絶対とは言えないかも知れないと思います。ほかでもできる可能性はある。しかし、学校でないと経験ができない社会性、友達との関わりですとか先生との関わりですとか、学校でないとできない、そういうものもあると思います。ですから、我々は登校できるように最善を尽くすべきというふうに思っております。しかしながら、じゃあ登校できなかつたらもう仕方ない、もう駄目なのかということではなく、そうでない選択肢もやはり提示していかなければならぬというふうに思っております。それが多様な学びがあるところであったり、フリースクールであったり、それからＩＣＴを活用した学習を中心としたやり取りであったり、それも併せて提示していかないといけないけど、あくまで学校でないとできないことはやはりあると思っております。最善を尽くしてまいります。

以上です。

○溝手宣良委員長 御答弁いただき、ありがとうございました。これ、本来もうちょっと文部科学省が積極的に取り組むべきだし、文部科学省が方針を示すべきでしょうし、教育長は、そこをあえて私が問うたんですが、非常にすばらしい御答弁ありがとうございました。私が思うのは、とにかく先生方が過度に業務を負うことになって、先生方が心を病むということも多いと思いますので、あまりそこの目標を高く掲げたりすることによって先生が追い込まれることがないように、先生の逃げ道もしっかりとくらなければならぬし、今、教育長の御答弁にありましたように、もちろん不登校は悪ではないし、いろんな選択肢があるという中で柔軟な対応を、生徒にも、御家庭にも、先生方にも配慮の行き届くようなことを教育長にはお願いしたいところでございます。よろしくお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 いじめのことについてありますけれども、昨今はＳＮＳを使いたいじめも増えているのではないかと思うのですが、総社市が策定したいじめ防止基本方針の策定の中に、ネットパトロール事業、何か書いてあって、どういう操作をするのか分かりませんけど、その中でそういうネットを使いたいじめが検索できるというのか監視をする、その辺で、どのくらいネットを使いたいじめが起きているのか、増えているのか、教えていただけますか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 順宮委員の御質問にお答えいたします。

まず、ネットパトロール事業というのは、県のほうがやっているもので、県のほうでネットパト

ロールをして、特定の学校名ですとか、例えば個人情報の流布ですとか悪口というものを毎月調査して、報告を各学校と教育委員会のほうにもいただいております。その中には、本当に個人が特定されてしまうような、何々中学校、何年の誰々というようなぐらいいの情報から悪口を書いているというようなものまでリスク度というのがありますと、それを基に各学校で対応しているということでございます。それで、特にそのいじめでという、ネットパトロールでというわけではありませんが、令和5年度で集計をしたところですと、例えばパソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるというような案件というのは、小学校、中学校合わせて17件、総社市ではあったところでございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 頓宮委員。

○頓宮美津子委員 そのことについて、すぐ対応はされるんでしょうか。個人情報というか、難しいと思うんですけど、どういう対応をされてるんでしょうか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 各学校で特に情報を、私も確認するんですが、特定できないような場合も来ます。ただ、特定できたり大きな案件となり得るリスク度が高いものにつきましては、各学校に確認をして対応をお願いするようになりますが、このところ大きい案件は、大きい、緊急に対応しなければいけないという案件は、ネットパトロール事業のほうからは挙がってきてはおりません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 順宮委員。

○頓宮美津子委員 ネットパトロール事業で100%掌握できるとは限らないので、本来はもっと根底にはたくさんあるなと思うんですけど、そのネットを使つたいじめに対する、子どもたちに対する指導に対しても当然されているんですよね。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 やはりネットの中というのは非常に見えない、特に我々も監視が難しいというところですので、今やはり一番力を入れているところはネットモラル教育ですか、文字だけで伝わる意味の情報の少なさというようなあたりを、学級活動等を通して、なかなか言葉では伝わりにくい、本当の大事なことは直接会って言えるほうがよいというような形で、トラブルにならないような対応の仕方、ネットの使い方というような未然防止の観点での学習というのは各学校で取り組んでいただいております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

この際、私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようでございますので、先ほど私、間違えました。質疑を終結してますので、本件については本日はこの程度にとどめたいというふうに思います。

ちょっとだけ休憩します。

休憩 午後3時57分

再開 午後3時57分

○溝手宣良委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項(5)放課後児童クラブについて当局の報告を願います。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 それでは、報告事項(5)放課後児童クラブについて御報告をいたします。

12ページの資料6を御覧ください。

まず、資料の訂正のほうをお願いいたします。欠席ローテーションの項目で、下から3段目、きよね放課後児童クラブランドセルのほうですが、そちらに3年生は利用制限で月10日とあります、これは月に12日コースというような、月にそもそもフルで利用しなくてもよいかということを入所案内のときにアンケートを取りまして、その結果、そのように希望されるという御家庭がたくさんありましたので、欠席ローテーションを、こういうような利用制限はせずに運営をしているというふうに聞いております。少し情報が古くて申し訳ありません。訂正をいたします。削除をお願いをいたします。

それでは、まず令和7年度放課後児童クラブの利用待機児童についてです。

そちらに、御覧のとおりの表のような数値になっております。ときわたんぽぽ児童クラブ、マザー・ブース浅尾児童クラブ、総社東キッズクラブ、やまっこ児童クラブにつきましては、本年度の増築による定員増を見越して、受入人数のほうを増やしております。増築の完成までは、小学校の教室等を一時的に借りて運営をしているという状況でございます。

次に、そちらの表にはございませんが、指定管理期間の終了に伴う令和8年度からの運営方針についての検討状況について御報告いたします。

現在、令和8年度からの運営方針を検討するための情報及び資料を作成する段階です。この資料を基に、今後立ち上げる選定委員会で協議し、令和8年度からの運営形態について定めていく予定となっております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

頓宮委員。

○頓宮美津子委員 すみません、私の認識不足だったのかもしれませんけど、総社東キッズクラブは2階建てですか。今、建設中ですごく大きいんですけど、総社小学校みたいな、中に入って右、左じゃなくて、ずどんとですか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 順宮委員の質問にお答えいたします。

2階建てで、下に1室、上に1室という形でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 順宮委員。

○頓宮美津子委員 この間、阿曽小学校の放課後児童クラブを見たときに、片側から入って、対向に逃げる場所がなかったんですけど、今回の、総社小学校は2階から、別の階段から逃げることができますけど、要するに不審者が入ってきたときに。この総社東小学校の総2階の場合も、裏から階段とかあるんでしょうか。

○溝手宣良委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 順宮委員の再度の御質問にお答えします。

総社小学校の建設をベースとして考えておりますので、同じようにもう一箇所、出るところを造る予定でございます。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

ないようありますので、私より。

すみません、先ほど少し言及があったと思うんですが、指定管理がここで切れますよ。結局、指定管理で、やはり考えるんですか。それとも、指定管理以外の方法を今現在でも考えているのでしょうか。そこをもう一度明確に。指定管理以外の方法であれば、どういったことを考えているのか。それがこの来年度のタイミングで実施できるのかどうか、そこを教えてください。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員の御質問にお答えをいたします。

運営方針としまして、どういう方針が、どういう利点があって、どういうメリット、デメリットがあるのかというあたりも含めまして、直営、業務委託、従来の運営協議会による指定管理というものをお示しをして協議をしたいというふうに考えております。特に今の段階で、この状態でというふうにこちらとしては考えているわけではありません。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 じゃあ、続けて私より。指定管理に決まっているわけではなくて、一応ほかの手段も示すつもりであるということですよね。

そこで、もう一度確認というか、この指定管理が今まで5年更新でした。ここで、この1年間で急に指定管理じゃない運営方式にすると言つたら、それこそ拙速なということの判断になりかねないというふうにも思うんですが、そこで可能なのかどうかを尋ねるんですが、例えばここでの指定管理の更新は1年しますよとか、2年しますよとかというような対応はできるんでしょうか。今まで全放課後児童クラブが一律5年更新だったと思うんですが、それをクラブによっては単年契約、2年契約、3年契約みたいなこともできるのかどうか、それをお尋ねします。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 溝手委員長の御質問にお答えをします。

可能か不可能かで申し上げますと、例えば1年や2年の指定管理ということも不可能ではないと思います。ただ、その中で、1年、2年で果たして安定的に運営をしていくという指定管理の条件や、今後そこの運営団体がどういう形で運営していくのか等も考えてはいかなければいけないで、今の運営委員会のほうの実情も踏まえながら少し考えてみたいと思います。

以上です。

○溝手宣良委員長 すみません、では私より続けて。一応、不可能か可能かで言うと不可能ではないという微妙なニュアンスではございますが、それこそ条例とも照らし合わせなければならないのでしょうし、やはりここは御答弁の中でもいただきましたように安定した運営というものが非常に大切になろうかと思います。現状、指定管理制度でいくと、各クラブで支援員の募集にも困っているという状況らしいので、そういう実情もかなり各クラブごとに聞いていただきたいと思います。本当にどうして直営にしてくれないですかみたいなお話はいただいていると思います。皆さんというか担当者の方は何度もお聞きになっているクラブもあろうかと思いますので、これも総社市の施策に非常に大きなウエートを占める部分ですので、拙速な判断は避けなければならないのと同時に、それから校地であればいいというものでもないと思いますので、でもしかし5年間ですから、もし今までどおりやると。5年間といったら長いので、急いで取り組んでいただきたいところではあろうかと思います。よろしくお願ひいたします。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 ありがとうございます。ぜひとも各クラブの運営委員会等が、今どういうふうな形がよいか等をアンケート等も取りながら、その運営実態も把握して、今後の方針を決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○溝手宣良委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○溝手宣良委員長 ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

以上をもちまして、本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時10分